

厚岸町議会 第3回定例会

平成21年9月29日
午前10時00分開会

●議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、大野議員、12番、岩谷議員を指名いたします。

●議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問は通告順に行っていただきます。

1番、音喜多議員の一般質問を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 皆さん、おはようございます。

第3回定例会2日目に当たりまして、さきに通告しております企業創出についてお伺いしてまいりたいと思います。

農漁業を主とする地場産業への就業者高齢化や後継者不足などで、産業や経済情勢に明るい話題は乏しく、だんだんとしほんでいく縮小傾向だと私は感じます。このままでいいとは私も思いません。町の将来に向け、いま一度難しい永遠の課題に等しいわけであります。企業創出に向けて、その気構えを伺いたいと存じます。

まず、町内の現状をどのように見ているかということです。その認識について、まず初めにお伺いいたします。高齢化、人口減少や流出、町の経済状況を見るバロメーターとしての税収問題、そして、何よりも活力を失っている雇用や就労問題も、生きている人間、人間にかかる諸課題を見るとき、町はどのように見ているかということです。そして、今、町は、現在進行形の町づくりはどのようなことをし、これから未来型の町づくりはどのようにしようとしているのかということです。そして、企業創出は、さきに永遠の課題と申し上げましたが、常に追求していくかなければならないもので、厚岸町で、今までにこの問題に取り組み、企業化を試みた事業があれば、その現状と経過をお話ください。

大きな2点目に、これから考え、取り組みに当たって、その基本的考え方をお伺いいたします。その大きなテーマは、企業創出に向け取り組み、生み出せないかということです。その議論として、企業創出そのものに対する町の考え方をお伺いいたします。そして、過去に、町内主要産業団体や企業あるいは関連業界含め、町と企業創出

につながる協議会の場はあったのか、あるいはあるのか、あったのかということあります。そして、企業創出は町単独では難しいということは私も思います。これがいけるというものは、いち早く個人や企業が着手しますし、これだけグローバルで成熟した社会の中で、新しい企業創出は容易でないというふうにも思います。それゆえに、産業業界や企業との信頼関係が良好でなければ進まない話だとも思います。ふだんからの信頼関係の構築にどのようなつき合い方であったのかということをお尋ねしておきたいと思います。

最後に、私は、この役場を核として、あるいは外でも構いませんが、企業創出に向け、担当の専門職員を配置し、地元業界や企業回り、権限や奨励補助金やお金含めて、道や国あるいは研究機関の大学などの援助を受けながら取り組むその担当職員の配置を考えられないかということあります。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） おはようございます。

1番音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地場産業への就業者高齢化、後継者減少等から、地元産業や経済の衰退など、町全体に活力を失い、縮小傾向にある、今、町の将来に向け、官民一体となって新たな企業創出に取り組むべきと思うが、その所見を伺うとのお尋ねであります。まず、高齢化、人口減少、流出、税収減少、就労難など、現状の町の情勢をどのように見るかとのご質問にお答えをいたします。

厚岸町の人口の推移につきましては、さきの4番高橋議員の一般質問にお答えをさせていただいたとおりでありますが、減少を続けている人口では、特に10代後半から20代前半の年齢層での転出が多く、このことにより、生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しており、少子高齢化の進行が顕著にあらわれています。このことにより、税収も減少傾向にあり、さらに、昨年の秋以降の世界的な経済危機の影響によって、今年度当初予算においては、主に法人町民税、法人税割の減収を見込んだところであります。人口の流出は、自分に合う就労先がないことが大きな要因に挙げられますし、厳しい経営環境の中で、農業、漁業や商工業などの既存産業については、高齢化とともに後継者不足といった問題が生じてきており、このままでは町の経済や産業、社会福祉など、社会全体に深刻な影響が及ぶことが懸念されます。また、地方交付税の著しい減少により地方自治体の財政事情も逼迫してきており、大変厳しい情勢にあると思っております。

次に、現状の状況下で、今、町は将来に向けてどのような町づくりをし、これからどのような町づくりをしようとしているのかとのお尋ねですが、前段申し上げましたように、厳しい情勢にある中で、町民だれもが豊かな住民生活が永続できる地域社会を形成するため、福祉施策の充実に向け、果敢に取り組んできました。また、人口減少の歯止めや地域活力の向上には産業の振興が欠かせません。とりわけ、町の経済を大きく左右する基幹産業である水産業と酪農業の振興を図るために、漁業協同組合や農業協同組合な

ど、関係関連団体との連携を密接にしながら経営基盤の強化にも取り組んできましたし、厳しさを増す消費者志向に対応できる安心・安全なブランド力の向上にも、環境施策と一緒に展開してまいりました。しかし、出生率の低下から、全国的に人口は減少局面となり、高齢化率も上昇し、世界的な経済不況の影響から脱出できず、全国各地で同様の課題を抱えているのも実態であります。

こうした状況を憂慮しながら、町長3期目の町政に当たり、だれもが住みよい、住みたくなる、来たくなる町づくりを掲げ、八つの約束を公約としました。

それは、「福祉・医療を充実し、生き生きした厚岸」「夢と希望が生まれる教育・文化・スポーツのまち」「安全、安心、そして快適に暮らせるまち」「人と自然に優しい環境のまち」「厚岸の経済活動を支える水産・農林産業の振興」「商工業の活性化と魅力ある観光のまち」「町民と行政による協働のまちづくり」「自主・自立の地域主権型社会の構築」であります。現在策定作業を進めております第5期厚岸町総合計画にこの思いを十分反映させ、来年度以降実現に向け、着実に推進していきたいと考えております。

次に、今までに町が投資し企業創出し、現在運営し、誇れる企業はあるかとのお尋ねで、資料請求もされておりますが、これに該当するものは、第三セクターである株式会社味覚ターミナルのみでありますので、資料の提出は省略させていただきますことを御理解願います。

既に御承知のとおり、株式会社味覚ターミナルは、町のほか、町内の企業や団体及び個々の町民からいただいた出資を主体に、平成5年に設立した企業であり、これは、地場産品の消費と販路拡大及び観光振興を誘導する目的で設置した施設のコンキリエを管理運営する目的で設立されたものでありますが、今日においても地域経済の活性化に大きな影響を及ぼしていると思っております。

次に、新たな官民協働での企業創出をつくり出せないのかとのことであります、企業創出については、やはり民間の手によることが最善であると考えます。自由な発想により民間経営によって競争力が高まり、発展することが期待できると思います。もちろん、企業の創出には行政のサポートが大切であります。将来に向け活力ある産業社会を形成していくためには、時代の流れに対応した産業活動の展開を図るとともに、異業種間の連携や高度技術の導入を進め、新しい産業の創出と地域に根差した既存産業の一層の振興を図ることが必要であり、これを促進するため、産業団体等と連携した支援策を展開していくことが、これから町づくりにとって重要であるととらえています。

次に、町内主要産業団体、企業などと町との協議の場はあるのか、あったのかとのお尋ねですが、現在、町と産業界との恒常的な協議の場としては、厚岸町水産業対策協議会や厚岸地域マリンビジョン協議会及び厚岸町雇用対策連絡会議があるほか、新たな施策展開や事業実施などで、調整を要するにときに必要に応じて協議の場を設けております。町の産業振興を図るために、おっしゃるように、各種関係団体や企業などとの信頼関係の構築は重要でありますし、そのためにも協議の場は重要であると思っております。さきに商工会及び中小企業家同友会から受けた中小企業振興基本条例の制定への要望書の中にも、中小企業振興策の策定と推進を実際に担う産学官参加による恒常的組織の設置を提唱されています。現在、この条例の制定に向けた準備作業を進めておりますが、この中に、このような組織の設置を盛り込む考え方で取り組んでおります。

最後に、企業創出担当専門部門の設置をとのことであります、今日、行政課題が多岐に及ぶ現状であって、一方では行政体制のスリム化に向け職員数の削減を伴う行財政改革を推し進めている中、今のところ、質問議員が言われる専門部門の設置は考えておりません。しかし、これからさらに商工・観光・雇用にかかわる施策展開は重要であるとの考え方のもと、来る10月1日付の人事異動で、これを担当する町づくり推進課のスタッフを1名増員配置し、より積極的に取り組むこととしておりますので、御理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 再質問をさせていただきますが、今回は権限を握るトップがおりませんので、そういう意味では、長年、この町の中枢で、しかも今は司令塔的な役割をしております副町長に、日ごろ、肌で感じたというか、目で見て、肌で感じている率直な現在の町の情勢についてお話をいただければなというふうに思います。

まず、現在の町の情勢と申しますか、現在、町が置かれている状況についてであります。今、答弁書にもございましたが、やはりその辺のところは、私も町側も一致するっていうか、いい方向ではないというか、部分的に見ればいいところもあるのかもしれません、町全体を見ると、このままじりじりと下がってるというか、いい方向ではないなというのは認識、お互いにできるかなっていうふうに思います。そういう意味では、昨日、この答弁書にもございますように、4番議員さん、あるいは13番議員さん、そして、これからもまた11番議員さんが雇用問題等について触れますが、いずれにしても、この厚岸町の現状を考えたときに、大変そういう状況にあるよということを、議員の皆さんの中にもそういう認識を持っているわけですから、町としてもそれなりの認識は持っているらっしゃると思います。これだけの关心、あるいは高まり、そういう状況に対して、どう対応しなければならないかということが大事かと思いますが、今言われたように、この厚岸町の現状について、副町長としての認識というか見解、それを再度お尋ねしたいなというふうに思います。

次に、今、こういう状況の中で、どういうことをして今現在いるのか、それから、これからどうしようとしているのか、町を興していくというか、町を活性化させるためには、やはり行政のそういう手腕というか先導的な役割が私は必要だというふうに思うわけであります。それで、さきの6月の定例会の中でお尋ねした点で、お答えとしては、施策の選択をしてるという言葉をいただいております。これは答弁書にもございます。つまり、いろいろある事業を選んで、町のためにこれからどうやって生かしていくかということだろうと思うのであります。前回は、今この答弁書にもありますけれども、第4次の総合計画が終わって、第5次の総合計画に、それをこのまちづくりについて盛り込んでいくという言い方をされておりましたが、その計画というのは、あくまでも、それがなければまちづくりができるないというわけではないと思うんですよね。ちょうど節目というか、端境期にありますけども、まちづくりというか町興しは、常に延々と続していく問題だと思うんです。そういう意味では、切れ間のない、そういう延長でいかなければならないんだろうと思うんですが、常に今の行政というか、返ってくる言葉の

中には、総合計画に入ってなければやらないのかとか、あるいは、入れたらやるのかという疑問点が私のほうには生まれてくるというか、感じるわけです。そういう言い方は、ちょっと逃げになってしまいうような気がするんですが、町、こういう状況の中で対応しなければならないのは、総合計画だけというか、総合計画があるからやらなければならないんだということではないというふうに思うんですが、その点はいかがな考え方でしょうか、お伺いしたいと思います。まず先に、この2点についてお伺いしておきたいと思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、今回の一般質問を受けるに当たって、ただいま答弁をさせていただきましたけれども、これは私個人の見解ではございません。当然、町長に目を通していただいて、町長の考え方を示させていただいているということをまず御理解をいただきたいと思います。

そこで、あえて私の町の情勢をどう考えるかということでご質問でありますので、私も加えさせていただきたいと思いますが、町長も答弁したとおり、人口減少、少子高齢化、歯どめがかかっていない、これはやはり町の盛衰にかかわる大きな問題であるというふうな認識であります。ただ、しかし、総務省の統計によりますと、市町村の人口規模、これが14年間連続して減少してきているという統計上の報告があります。ここに来て、議員ご案内のとおり、ただいま第5次厚岸町総合計画、22年から10年間の計画であります。これをどのように厚岸町の将来像を描いていくかということについて、町民の皆さんや各産業団体等の皆さんから御意見をお伺いして織り込んでいきたいというふうに考えておりますが、平成に入ってからだと記憶しておりますけれども、各自治体でつくり上げてきている総合計画、これの人口推計というものが、私の記憶では京都府だったと思うが、全国で初めて減少する計画を打ち立てました。それは、それ以前の人口動態を勘案して、過大な投資、これを抑制していかなければその町は成り立っていないかという判断のもとであったというふうに記憶をしております。そこで、第4期総合計画の中でも、厚岸町の将来人口推計というものを、当時の数字よりも抑えた形で設定をしてきております。これは、今後も引き続していくものだろうというふうに認識をしておりまして、学校の整備、福祉施設の整備、これらについては、過大な投資を生まないような施策展開というものが必要になってくるだろうというふうに考えておりまして、これはさらに皆さんのご意見も拝聴させていただきながら計画に盛り込んでいきたい、いくべきだらうと、そういうふうに考えております。

さらには、今、ご質問者、この総合計画に記載されている事業になければ、ほかの事務事業の執行はないのではないかというようなご質問がありましたけれども、決して、これまでそういうことをやってきているつもりではございません。この総合計画にのっとって3ヵ年ごとの実施計画というものを示させていただいて、毎年必ずローリングということをしてきております。その中で、3ヵ年計画にも登載できなかった事業でも、急を要するもの等については、その都度議会にお諮りをし、予算で上程をさせていただいて、議決後、執行させていただいているということでございますので、これがコ

ンクリートで、他のものは一切やらないということはこれまでもしてきておりませんし、これからもそのつもりはございません。

さまざまな町民要望がございます。これらについては、その財源等を十分勘案しながら、きちつとした施策の選択をしていかなければ、地方交付税が平成12年と比較して10億円以上も削減されてきているという状況の中では、やはり先日の議運にもありましたとおり、あれもこれもではなくて、あれかこれかという選択をせざるを得ないという状況にあることはご理解をいただけるのではないかというふうに思います。総合計画の節目の年ではありますけれども、だからといって、次の計画ができるまで何もしないということではございません。町政は継続性が最も重要であるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 今の厚岸町の現状としては、町長も副町長も、執行者というか町理事者も、私も、そういう将来的な、バラ色とまではいかなくとも、明るいというところにいてないと。やはりそれを求めて何かしなくちゃいけないよという意識だけは一致できるというふうに理解してよろしいかと思いますが、その点について再度お尋ねしたいと思います。

しかば、じゃ、何をしようかって、何をって、このままでいいっていうことでないっていうことだけは認識したわけですから、それでは、どうしようかということでの立ち上がりというか、そういうことを考えていかなきゃいけないわけですよね。そういった意味では、諸条件がいろいろあると思うんです。過去には、いろんな町というか、ほかのところを見ても、そういう苦しいというか、あるいはないところとか、そういうところから意外と生み出したというか、苦労してきた人があるわけですね。

そういったことを考えますと、この次の質問につないでいくわけですけども、厚岸町内で企業化したところはないのかという質問がございました。今のところの答弁書では、コンキリエが唯一の企業化をしたところであって、それが町に対して多大の貢献というか、この地域についてはそういった効果があるよという言い方をされておりました。このコンキリエについては、私も設立当初から議員をさせていただいておりましたので、その動きについてはわかります。町の主力をなすのが業界の話し合いであったわけですけども、それが、このコンキリエについては、行政が主体というか、町の中にはそういう声があるよということを受け入れて、町長の公約の中にぽんと乗ってできてきたと、そういうものですよね。これは私もそのことで、コンキリエの建てた経緯については重々わかります。しかし、私は、コンキリエはコンキリエとしてよし、その時代の背景としては、そういう生まれ方というか、いき方というか、つくり方で、それはいいと思います。しかし、これからやろうとすることは、それはいかないだろうと思います。先ほどの答弁の中でも、いわゆる行政が主体では難しいという答弁でございますし、私はそのとおりだと思うんです。やはり行政がしかし、呼び水として、他の産業団体や企業や、そういったものにアドバイスをして、この町でそういう企業化がならないかというのが私の持論でありますが、過去にそういったことがないのか調べてみました。

企業化調査という言葉を町も発表したことがありますし、今、町の会計の中でやってる中

では、今言ったように、第三セクターのコンキリエもそうでしょうけれども、カキの種苗センター、ご存じだと思います、あります。当初、この話も、この議会の場で、立ち上げは町がやりますよと、1年、2年後、漁協に引き継いでもらいますよと、それが、漁協さんは要りませんよといつて現在に至っているわけですね。

それから、現在も上尾幌地区のキノコ、これも一時はそういう形で第三者にという形、自立していただくということですが、これも町のキノコ会計というか、特別会計をつくり、そして一般会計の中で今日生かされてきている。そういうことを考えると、町営牧場や、そういういたいろんなところもそうですが、しかし、実現しなかったものもありますよね。一時は、町の企業化調査ということで、花卉栽培だとか、今も細々としていらっしゃるようですが、ハーブの栽培とか、そういうことも町として主体的にやったことがあります、そういう中では、町が主体的にやった中では非常に難しい。しかしながら、やらないよりもいいのかなと、反省的には思います。補助した中では、町がお金を入れた中では、ウニの種苗、あれは漁協が主体的にやりますけれども、あれだったって、町のお金が入り、また、Aウロコの直売店の設営についても、町を含めてお金を入れましたけども、これは成功した例でございますね。成功してる例というか。そういうことを考えると、企業もそういうところに着目するわけですから、そういうところとの視点を合わせながら行政はできないかということに尽くるというか、私はそう考えるんですが、そういうことでは、この答弁書の中にもあるように、行政だけでは難しいという言い方をしておりますが、その点について、行政だけではだめだという視点は何なのか、その辺はちょっとお尋ねしたいと思います。今、過去にも例を挙げたものもありますので、それを参考にしながらお答えいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時34分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 3回目に登壇されたときに質問した中で、漁協さん、カキ種苗センターにかかる件で、漁協さんが要らないよという言い方を私はさせていただきましたが、これは正しくは、当初の話し合いでは、私ども議員に対しても、立ち上げは厚岸町でやっていただいて、その漁協が経営を引き継いで漁民に種苗を提供していくというふうにこの場で説明されておりました。そのように私も認識してたらば、1年、2年たって、漁協さんのほうでは、そのような施設については、漁協は直営でしませんと、町で引き続きやってくださいということになって現在に至っているということでございますので、その辺訂正させていただきます。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、このままでの状況でよいのかということの認識について、これは、音喜多議員の認識と私どもは一致してるものだというふうに思うわけです。企業と地方公共団体の違いは何か。企業に求められるものは、第一義的に利潤の追求だと思います。我々地方公共団体に求められている第一義的な問題は、住民福祉の向上であります。そう考えたときに、今、ウニセンター、カキ種苗センター、キノコ菌床センター、町営牧場等々のお話がございましたけれども、これはすべて、住民福祉の向上、産業の振興、これを町としてバックアップできるものはないのかという議論の中から出てきた、あるいは実施してきている事務事業であります。これが仮に、企業が単独で行っていただけるということであれば、これは企業の側も、あるいは経済団体も、それでペイするのかということが一番問題視されるというふうに考えます。

そこで、例えば、上尾幌のキノコ菌床センター、人件費も含めますと、毎年、赤字という表現が正しいかどうかはわかりませんけれども、歳入に見合った支出、を考えますときに、歳出のほうが上回っている状況であります。これらは、今挙げたすべての施設で、ウニセンターについては、これは3町4単協だったと思いますけれども、そこで運営をしていただいておりますので、持ち出しは今生じていないというふうに認識をしておりますけれども、その他のものについてはすべて歳出のほうが上回っているという状況でございます。しかしながら、町といたしましては、これを、不採算の部門であるからといって、すべて切り捨てするということは、当初の考え方から合致しないものであるというふうに考えておりますので、ただ、経費の削減、合理化等は今後も進めいかなければならないものだろうというふうに思っております。

そこで、前段申し上げましたとおり、質問者は、質問の中で、官民合同でという条件をつけてご質問をされております。お答えは、そういう官民合同で、町民の皆さんのお力もおかりし、企業の皆さんのお力もおかりし、立ち上げたのは第三セクターであるというお答えをさせていただいております。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 時間もなくなってきたが、さらに企業創出に向けてお尋ねしてまいりたいと思います。

2点目において、この企業創出ということに対する町の基本的な考え方をお尋ねしております。今、国も、いろんな企業創出というものを盛んに奨励しているというか、いろんな中小企業、あるいは新事業活性化促進法だと、あるいは中小企業挑戦支援法だと、あるいは大学ベンチャー創出だと、いろんなところで盛んに、やってらっしゃるって言ったら変ですけども、アドバイスをするわけですよね。そういうところを生かすというか、利用するというか、そういうことが私は、取り組みというか、取りかかりのいいきっかけになるのではないかというふうに思うんですね。この企業創出については、もう、以前から盛んに言われたのは、いわゆる地方交付税が、先ほど副町長も言ってましたように、減額する時点というか、減額されてきた時点からですね、自治体間の知恵比べというか、創意工夫のもとでの自治体の生き残り策をこれからやっていかんきやならないんだということが盛んに言

われていたわけですよね。国から今までにたくさんのというか、頼めばというか、思ったよりも交付税が盛んにあった時代はよかったのかもしれませんけれども、それが一転してそういう状況になると、やはりまちづくりというのは、みずからが知恵と汗を流しながら考えて生み出していかなければならないということであったわけです。そういった意味では、その企業創出に向けた町の取り組みというのが、コンキリエが唯一のあれであったけれども、それだけでよかつたのかなというふうに思うんです。それに固執しては現状の状況にあるのではないかというふうにも思えるのであります。

そんな意味ではですね、時間もありませんので、例を端的にお話ししますけども、ここ二、三年の動きで、浜中町、隣、ほかの町もいっぱいありますよ、皆さんのがんと来るのは浜中町だと思うんです、ここ一、二年の動きで、いわゆる産業団体、町が後押しをしながらというか、町がかかわりながら、いわゆる浜中町の町内の関連業界が出資して農業生産法人をつくり上げておられますね。これはもう流通含めて、いろんな業界も含めて、業者も出資し合って、ただし、農協が50%以上の出資を持つということ。またそのほかには、コンブの加工においても、みずからやっていらっしゃるというか、雇用の場を生み出しているよと。そういうことを考えて、また厚岸町に、そういう民間でやったことがないのかなと考えたときにも、あったんですね。ただし、それは厚岸から抜けていったとか、木材産業が、こうして昔の大きな木がとれなくなった時点では、集成材というのがいち早くはやってきたと思う。厚岸町にも、集成材を加工する木工場さんが、いつの間にか高品目材としては浜中町行っちゃったという大きなのがありますね。今もこちらの厚岸町から通ってる方もいらっしゃいますけれども、いずれにしても、木工製品についても、あったのが浜中町行っちゃったという経緯もございます。そういう中では、厚岸町に残ったのは何かと思ったら、非常に、ないつというか、私はないと思います。厚岸町で押さえてるものがあるとするならば、それをぜひお答えいただきたいと思います。

最初に戻りますが、企業創出については、雇用の面、あるいは関連の業界というか、そういう面では、非常に町にはプラスになる。先ほども人口の問題が言われておりましたが、何せここに働くところがないということでの若年労働者の流出、あるいは、高校、大学へと行ってしまうという結果が悪循環を生んでいるというふうに考えていいんでないかと思います。そういう意味では、しつこいようですが、この2点についてどのように考えますか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 町を活性化させるためにもっと知恵を出せ、汗を流せというご指摘だろうというふうに思います。私もそのように考えておりますし、もっともっとできることをしっかりとやっていかなければならぬなという認識であります。

ただ、厚岸町は、起業という、業を起こすということではなくて、起業誘致については条例等を制定して門戸を開いている、開いてきている、過去には、それに応じていた大いに、この厚岸町で仕事をしていただいたという事例もあります。経済状況、あるいは雇用情勢等を勘案して、数年で撤退を余儀なくされたという事例がございますけれども、決して門戸を閉じているわけではないということです。

今、ご質問者がご指摘がありましたとおり、農業生産法人、隣の町では立ち上げをしたという情報が入ってきております。ただ、これも取り扱いを誤ると、従来の、あるいは厚岸町の既存の農業者、これに大きな影響を与えるものだということを一方では考えておかなければならぬ事案ではないのかなというふうに私どもは考えております。

それから、ご質問者は、残ったものは何もないじゃないかと断じられておりますけれども、私は決してそうは思っておりません。厚岸町は食料生産基地として全国に誇れる漁業者、そして加工業者を持っております。あるいは、酪農のほうでも生乳生産、高い業績を残していただいております。特に日本の食料自給率40%を下回っているという状況の中で、これから厚岸町を考えたときに、この食糧生産基地としての価値というものは、日本国内でも、世界的にも、もっともっと高まっていくものだろうというふうに私は考えておりまして、そこをきちっと充実させていくことが大事だろうというふうに思っております。

例えば、今、サンマの漁が盛んであります。これを背後の施設、要するに、加工屋さんの処理能力、加工に回せる源漁の量は400トンと聞いております、1日当たり400トン。それ以上獲れてしまうと、今度はそれが網をとるに回ってしまいます。その背後施設というものはこれでいいのか、それから、流通形態、このままでいいのか、あるいは、もっといろんな水揚げ、種類のものがありますから、港勢調査という水産庁が行っている調査の中では、日本一と言えるくらい多くの魚種が厚岸町は揚がっております。その加工、流通、これをさらにさらに発展させていくことが、厚岸町の将来にとって希望の持てるものではないのかなというふうに思っております。私は、決して、何も残っていないというふうに考えておりません。

そういう意味で、例えば、前段答弁させていただきましたけれども、ここに残っておられる若い人たちが、自分の望む職業がこの厚岸町にないから外に出ていくんだと、私も卒業して、戻ってきましたけれども、本人が希望する職種がここにあるんであれば、厚岸町はまだまだ雇用の面で求められているものがたくさんあります。現に、中国人、あるいはフィリピンから、研修者でありますけれども、来ていただいて研修をしてもらっているという状況がありますから、そういう意味では、それらの充実ということは、今後の町づくりにも考えいかなければならぬことであろうというふうに認識しております。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、副町長、いいことを言っていただいております。私が何もないと言って、それに断じるようだと私は思いますが、今お話しいただいた一遍は、これからのことについて大いに期待をしておきたいと思います。そういう考え方があるならば、やはりそれを実現というか、浜中町の場合はちょっと危険性が伴うという言い方も、現在の、既存のですね、生産者等を考慮する、重々、その上での考慮を入れて物事を進めなきやいけないわけですから、今お話ちょっとと言われたように、これから食料基地というか生産基地として、厚岸町はそういう見通しがあるんだということを大いに期待しておきたいと思います。

この話も含めて、きょうの答弁書の中の最後のところに、まちづくりというか、雇用に携

わる施策展開等を考えて、10月1日付の異動で、これを担当する町づくり推進課のスタッフを1名増員配置しということをうたってございます、ご答弁いただいております。私も、実は質問の中にありますとおり、今のままでは本当にできっこないなというか、大変だなと思うんです。今の中でもまちづくり推進課長の姿というか状況を見ると、非常に重いというか、落ちついて仕事ができないという、いろんなことでたくさん抱えてやっているというふうにうかがうんですね。この今私が申し上げてる企業創出については、やはり対外的なこと、特に地元企業とか産業界との対応、あるいは国、先ほども申し上げましたが、道や国や、あるいは関連するそういう業界との対応など、非常に知識と、いろんな面では大変な苦労が多いと思うんですが、やはりそのことが結果として厚岸の町づくりにつながっていくわけですから、ぜひその推進課のスタッフを育てていただくというか、こういった面にも向けて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思うんですが、その辺はいかがでしょうかということを質問して、最後に終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 既に9月25日、人事異動の内示をさせていただいております。この中で、町長からは、特に公約の実現に向けて、司令塔であるまちづくり推進課の充実を図りたいということでありまして、先ほど答弁を申し上げました、町長が、この3期目の選挙に当たって、町民の皆さんにお約束をした公約の実現、これを図るためにも、今その増員してでもやらなきゃならない部署という認識でこの内示をさせていただいたところであります。もちろん町づくりというものは、ご案内のとおり、1課1係ででき上がるものではありませんけれども、その司令塔となるべきまちづくり推進課の充実を図って、さらに町づくりの推進を図っていきたいという考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

以上で、1番、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、11番、大野議員の一般質問を行います。

11番、大野議員。

●大野委員 平成21年第3回厚岸町議会定例会において、さきに提出しました通告書に従い質問をさせていただきます。

その前に、昨日13番議員さんの一般質問の際に、ある担当課課長さんの答弁の中に、ここに僕立ってますから、私の名前を、これから出てくるであろう質問の内容と答弁を言うというのはいかがなものかなと私は考えるんですけど、その見解は後ほど何か機会でもあればと思いますけれども、副町長おられるんで、まずそう思って、答弁していただけるものなら、何か述べていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

副町長。

●副町長（大沼副町長） ただいま大野議員から、昨日の一般質問における13番議員のご質問に対する答弁の中で、他の議員の名前を挙げて余分な説明をしたという点をご指摘いただきました。私どもの今後の答弁、ただいまご指摘いただいたことを肝に銘じて、余分な説明はしないように配意しながらご答弁をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 それでは、質問をさせていただきます。

1番目として、酪農についてであります。

(1)、例年ないこととは悪天候の影響で、牧草やデントコーンの減収、栄養価の低下が懸念されております。アとして、この状況をどこまで把握できているのか。イ、どのような対応策ができるか、お答えをいただきたいと思います。

(2)として、酪農家は計画生産のもと生乳を生産しております。JA釧路太田の生産枠といいますか、目標数量が決められており、それを個々の酪農家に配分されて、我々の個々の農家はその乳量を維持しておるわけでございますけれども、この計画数量に未達が予想されており、アとして、酪農家が妊娠牛を導入するとき、町として何らかの補助ができないか、これをお答えいただきたいと思います。

2番目であります。雇用対策について。

(1)、本年度は、雇用対策等で交付金がいろいろ出て、さまざまな事業が行われておりますが、この事業をもとにどのような効果があると思われるのか。

イとして、次年度も継続し、もっと拡充できないのか。

以上の事柄についてを質問したいので、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 11番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、酪農についてのうち1点目の、例年ないこととは悪天候の影響で、牧草やデントコーンの減収、栄養価の低下が懸念されている、この状況をどこまで把握できているのかというお尋ねでありますが、天候不順による農作物の状況についてであります。本年6月から8月まで3ヶ月間の天候不順により、平年の2倍から3倍近い降水量と日照不足で、町内の主要な農作物である牧草やデントコーンの生育に影響を受けている状況にあります。具体的には、釧路農業改良普及センター釧路東部支所の調査によりますと、牧

草は、低温多雨の影響により、平年より12日おくれの7月29日に収穫が終了し、収穫量も平年を若干下回ったものの、ほぼ平年並みの量を確保いたしましたが、2週間近い刈り取り取りのおくれにより栄養価が低くなることが確実な状況にあります。また、デントコーンにつきましては、7月以降、生育のおくれが目立ち、総体として、総量は2割程度落ち込むほか、品質の低下も確実な状況にあり、今後、生乳の生産量にも影響を及ぼすことが懸念されております。

次に、どのような対応策ができるかでありますか、天候不順に伴う餌不足やサイレージの栄養価不足が深刻な状況が予想され、秋以降、乳量や乳質への影響が出てくることが予想されます。このため、北海道では、冷湿害等農業対策本部を設置し、対策を検討することとしており、その推移を見守るとともに、町といたしましても、生産者個々の経営にも影響が出ることが予想されますので、関係機関と連携し、国や北海道に具体的な対策を講じるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、酪農家は計画生産のもと生乳を生産している、JA釧路太田の生産枠があり、それを個々の酪農家に配分されている、しかし、計画推量に未達、未達成が予想されている、酪農家が妊娠牛を導入するとき、町として何らかの補助ができないかというお尋ねであります、当町においては、過去に乳牛改良のための乳牛資金の貸し付けや、前向き対策として乳牛保留・導入資金の利子補給を実施した経過もあり、それらを踏まえて、町としても何が必要か、釧路管内市町村の対応策について情報収集を行ってきたところであります。しかしながら、具体的な対応については、まだ農協と協議を行っていない状況にあります。つきましては、各農家の実態や影響を把握し、どのような対策を考えられるか、釧路根室管内の市町村の対応策も参考にしながら、今後、農協や関係機関と十分協議し検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

続いて、雇用対策についての質問にお答えいたします。

まず、本年度は雇用対策で交付金が出て、さまざまな事業が行われているが、どのような効果があると思われるのかとのお尋ねですが、国では、現況における厳しい雇用・就業情勢の中、地域の雇用・就業機会の創出を支援するため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金を都道府県に交付して基金を造成し、平成21年度から平成23年度までの3年間、都道府県及び市町村でこの基金を活用した雇用対策事業が行われることになっております。この基金を活用した厚岸町における本年度の緊急雇用創出事業については、当初予算で措置いたしました道路・河川等環境整備事業で5名の作業員を5ヶ月間、直接雇用する事業を行っております。さらに、今議会定例会に上程しております補正予算において、道路・公園・環境施設の整備にかかる臨時作業員2名を2.5ヶ月間、文化財の整理事業に携わる臨時職員1名を5ヶ月間、直接雇用をするほか、簡易水道及び下水道固定資産台帳整備で3名を4ヶ月間、新規雇用する委託事業を計上しております。また、ふるさと雇用再生特別対策推進事業では、6月の補正予算で措置しました地域福祉センター事業で2名を8.5ヶ月間新規雇用する委託事業を行っております。このほか、国が本年度の補正予算で措置した地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当し、7月の補正予算で計上した雇用創出事業を設け、一般事務臨時職員2名を6ヶ月間、高齢者情報調査員1名を2ヶ月、公共施設の修繕に当たる臨時作

業員3名を6ヶ月、それぞれ直接雇用することにしております。これらの事業を活用した効果についてありますが、延べ人員で19名、1,952日間の雇用の創出が生じておりますし、この臨時雇用によって、地域内における道路や側溝、河川等の環境整備が行われてきており、さらに、台帳等の電子化整備や情報データの蓄積など、懸案であった事務事業の新たな展開や、これまで未実施であった町有施設の修繕等が進むことの効果を生むものと思っております。

次に、次年度も継続し、もっと拡充できないかとのお尋ねですが、緊急雇用創出事業は、次年度も交付金の配分が予定されておりますので、これに取り組み、また、ふるさと雇用再生特別対策推進事業に充てた事業も、3年間は継続可能となっておりますので、続けたいと考えております。このほか、雇用対策事業の拡充実施につきましては、国の施策展開に期待するところが大きいところですが、今後の雇用環境の状況を見据えながら、町独自の雇用創出事業の実施につきましても、その財源対応を勘案し、配意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 1回目の答弁をいただきましたけれども、本当にことは雨が多くて、農作業の一番草の牧草収穫のおくれが響いたのかどうか、それもあれなんですけれども、二番草のとにかく収量がえらい少ないとみんな言われております。そこで、これ、全道的にそうなんですね。それで、生乳指定団体であるホクレンさんのはうでは、道産、国内産の飼料がないもんですから、足りないとと言われているもんですから、輸入の乾牧草を一括取りまとめ購入して、それを農家に売り渡すというのか、そういう事業を今考えておられて、今取りまとめ最中なんんですけど、そこで、その牧草というのが1キロ40円ぐらいするんですね。ホクレンでは5円の対応をいたします。実質、農家手出しは35円になるんですけども、この単位が大型トラック1車分といいますか、トレーラー1車単位で買ってくれという話で、そこで、やはり酪農家にしてはかなりの負担金額になるんで、町としても、いろいろ交付金來てる中で、そういう部分からもこの補助をできないのかというのが僕の考えてたところなんんですけど、いかがなもんなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまの大野議員のご質問の件であります。この対応策につきましては、確かに今年につきましては非常に雨が多くて、天候不順だったということで、この牧草の刈り取りがおくれたために、収量的にはそうでもなかつたんですけども、品質が相当落ちて、今後、乳量等に影響を及ぼすということあります。収量的に若干少ない、ほぼ平年並みという収量なんんですけども、刈り入れ時期を逃したためですね、牛としては嗜好が余り好まれない、ぱさぱさの牧草で、栄養価も非常に下がっているということで、今回このような形で、ホクレンが中心に音頭をとって、このような対策に乗り出したということあります。北海道としても、北海道議会の農政委員会

が9月11日に標茶と厚岸を訪れて、この被害の状況というのを見ていって、それで、北海道議会のほうで対策本部を置いて、それで、これら対応策を今後練つてという段階でございます。1回目の答弁にも申し上げましたが、それらの対応を見ながら、今後、厚岸町としてどのような対応ができるのかということも含めまして、道のその対策本部の、対策の推移を見守つていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 ただいま課長の答弁でもありましたように、北海道議会として冷湿害等農業対策本部を設置すると、これ、実際設置して、何らかの動きの情報等はあるんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） こちらのほうには、こういう施策をすると、そういった情報はまだ入ってございません。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 対策本部の情報を設置したかどうかもわからないような状況で、畑作を含め、これからが収穫時期と考えられますんで、収穫を見ての話なのかどうかはわからないけど、何らかの対応を打つてもらえるものと信じて、厚岸町もやはり道側に働きをかけて、いち早い情報を我々のほうにも教えていただきたいなと思うんですけど、いかがなもんでしょう。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 釧路根室管内の各市町村も、現在のところ、まだ情報収集の段階ということでございます。そういったことでありますので、町といたしましても、今後、農協と、あるいは指導機関等の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 対策本部のほうは、そのような形でやっていただきたいなと思っております。牧草もそうなんですけど、かなり経費のかかるデントコーンの生育状況も悲惨なものでありますて、当厚岸町は濃霧がかかって、普通でさえ気温が低いのに、ことしは冷夏、多雨の影響で、一段と畑に水たまりなどができる、全然生えてないところもあったりなんかして、3分の2もしくは半分の収量じゃないかとも言われる農家もおられますけど、

この把握はできておりますか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私も9月11日の農政委員会の現地視察に同行いたしまして、その太田の1番通の農家さんの現状を見て、湿害が相当ひどいという状況は見てございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 せっかく多額の費用をかけて植えておるわけで、これもやはり道の対応策を待って、それに準じて動いてくれるのかなと。だけど、そんな悠長なことは言つてられなくて、これ、越冬飼料ですんで、かなりの減収になりますと、本当に、乳量の増産どころか、乳牛を淘汰しても維持をしなきやならないはめになつてゐるという状況はおわかりですよね。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 収量的にですね、相当収量が落ちると、そういう状況は、あの現状を見ると、見てとれるかなと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 そこで、町としての何らかの対応をお願いするわけでございまして、せっかく、昨日もおっしゃっておられましたけど、臨時対策交付金が5億円も来ながら、なぜかこの数百万円も拠出できないのかなと、考える視点が、ちょっと我々と違うといいますか、ハード部分にお金をかけるのももちろんんですけど、ソフトの面で、こつこつと積み重ねていくというのも、産業振興の一因を担うのかなという思いもするんですけど、いかがなものでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先ほど牧草の収量の減と、何らかの対策ということのお話でございました。今回のこういったデントコーンの対策も含めて、まだ情報収集に加えまして、いろんな各町村の状況、それらもまだ十分、ほかの管内の状況もまとまってございませんので、それらの状況を勘案しながら、牧草の対策、それからデントコーンの対策を含めまして、農協あるいは飼料機関等も含めて、どういう対応策がいいのかということも含めまして、今後協議して対応策について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 粗飼料絡みのほうは、何となくこれ以上答えが出てこないのかなと、道の対応、管内の状況を見ながら、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思っております。

次に2番目の、妊娠牛の導入のことでございますけれども、昨日、13番議員のときにもおっしゃっておられたので、あのような形なのかなとも思いますけれども、私たちも、ぜひこれ、本当に買うとなると1頭50万円近く、確かに安いのもおられるんですけども、やはり値段の高いほうが高能力で長持ちのする牛と言われております。乳牛は血統、血筋でございます。血統がいいほど高能力と言われておるんですけども、50万円近くして、それをやはり、太田農協では100頭規模で5万円助成して、500万円の予算を考えておられるんですけども、それと別に、乳牛保留資金も考えておられまして、これも同じく500万円、これから酪農家といいますか、投資した農家は、産業振興課長わかっていると思いますけれども、農業基盤整備資金、スーパーL資金の返済時期でございます、11月末となっております。ここに一括返済されるものですから、組合勘定科目が極度額をオーバーしてストップしてしまうのを防ぐために酪農家は何をするかというと、個体販売で穴埋めをして帳じりを合わせるという作業をいたします。そうすると、たたでさえ乳量が出てないのに、牛を販売されてしまい、JA釧路太田としてもますます乳量が落ちていってしまう、それを食いとめようと、乳牛を売るかわりに、その分お金を貸しますという制度なんですね、保留資金、これを打ち出してきているわけなんですけれども、これは低利なものですから、どの程度刈り入れをするのか、ちょっと僕にはわかりませんけれども、以前は、ここにも、答弁書にも書いてありますとおり、優良牛の導入資金でとか改良資金の利子補給を町としてはしていたと、僕も知っているところなんですけれども、その利子補給を含めて、農協とも検討を重ねて、何らかの方策を考えていきたいと思うんですけど、いかがでありますでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 9月24日付でJA釧路太田のほうで乳量の増産に対する対応策ということで打ち出して、組合に通知をしているということは、私どもも承知をしてございます。しかしながら、これらについて、まだ実態等、詳細等がこちらのほうとのまだ打ち合わせが未了でありますので、そういった、農協と町の段階で協議をさせていただいて、町がどのお手伝いができるか等も含めて、財源的なことも含めまして検討をさせていただきたい、時間をいただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 課長の答弁から、お時間をいただきたいという答弁がございました。時間を差し上げたら、いい答えが出てくるのかなと、そのような期待を込めまして、前向きに、本当に切実な思いでございますんで、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

厚岸町の酪農家といいますか、釧路太田のことしの生産枠といいますか、目標数量が6万6,252トンなんですね。昨年が6万5,671トン、0.9%の増になるのかなと。これが当釧路太田農協に与えられた数量でございます。全道的に見て103%の計画で、全道では推移といいますか、目標数量を設定しております。これはやはり、農家の意欲を損なわないといいますか、常に増産体制でいく、後継者も育成するよという考え方のもと、右肩上がりの計画でなっております。だけど、これが、生産調整逆転しますと、この数量が大きな数量となってきます、これが生きてくるわけですね。何ぼ搾ってもいいですよというときは何ぼ搾ってもいいんですけど、搾っちゃダメですよというときが、これ以上搾っちゃダメだとペナルティーをかけられる場合もありますし、これが、だから重要なかぎりで、このフリーなときに、十勝みたいなところは農業生産法人等をどんどん立ち上げて、いっぱい乳牛を導入して、一気に搾ってこの数量を獲得しようって頑張っているのが今の十勝のやり方なんですね。ここでは、まねせいと言ってもできないので、農業生産法人も太田農協にはありませんし、個々の酪農家が対応しておるわけで、急激な伸びが確保できないにせよ、やはり何らかのバックアップが必要で、きのうも答弁しておられましたように、1次産業が成り立ってこそ2次産業、3次産業が成り立つ、課長がおっしゃっておられました、まさにそのとおりだと思っております。ですから、何らかの対策、対応をしていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 確かに、議員おっしゃるとおり、計画数量の達成と、これは重要なことだと私も思っていますし、議員と同じく、思いは一緒でございます。しかしながら、私どもといたしましても、まだ、答弁の繰り返しになりますけども、これから詳細なことにつきまして、農協等も含めまして打ち合わせをしたいと、その後検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 そのようにお願いしたいと思います。

次に、雇用対策のほうでございますけれども、答弁された中にもございますように、ことしは5名の作業員を5ヶ月間緊急雇用創出事業で道路河川等の整備事業で雇用したとおっしゃっておられました。3月議会か6月議会のときにも、14番議員さんかだれかおっしゃってた、この5ヶ月間というのが雇用保険の対象にならなくて、どう考えてんだというものもございました。僕もそのとおりで、これは事業が5ヶ月だからこうなんですという課長の答弁あったと思うんですけれども、この事業においては、今後3年間続くって言われてますけれども、たしか6ヶ月間にすると、多分雇用保険をかけるんですよね。どうなんですか、ちょっと僕にはわからないんですけど、どうなんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 雇用保険に関するご質問でございます、雇用保険についてお答えしたいと思いますけれども、ご案内のように、雇用保険の部分、まず、企業側と本人のほうもありますけれども、1ヶ月を1日でも超えるような雇用体系になった場合については雇用保険をまず掛け金として納めるという制度になってございます。それで、雇用保険の受給資格というのは6ヶ月ということでございますけれども、要するに、雇用の場がなくなった、いわゆる失業したという時点からさかのぼりまして一年間に、そういういた雇用保険を掛けてた期間が、要するに仕事があったかと、それは通算されまして6ヶ月以上あれば雇用保険の受給対象になる、基本的にはそういう制度でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 雇用保険制度は、課長の今、答弁、大変勉強不足で申しわけないんですけれども、常に引っかかってた、この5ヶ月とか2.5ヶ月間とか、作業内容によって、いざ仕方ないのかなと。働いている側からすると、もっと長く使ってほしいなと思うのが多分人情だと思うんですけど、課長、そう思われませんか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

雇用保険の関係についてはそういう形でございまして、1ヶ月を超えるような雇用については、町が直接雇用する場合は雇用保険の掛け金としてはきちんと納めているということで、まずご理解をいただきたいと思います。

それと、今回の国の雇用対策というのは、以前にもお話しさせていただきましたけれども、緊急雇用創出推進事業という国の制度でございますけれども、これはあくまでも、要するに、失業されている方に次の仕事を見つけるまでの間、臨時緊急的に雇用を行うと、創出するんだという考え方のものでございまして、そういう考え方のもとで、6ヶ月未満の事業であることというのが原則といいましょうか、なってございます。一部、福祉であるとか教育であるとかというような形で、特殊な業務の部分については、一度の、6ヶ月の継続ということで、再雇用ということも可能だということですけれども、この国の緊急雇用創出推進事業については、そういう6ヶ月未満の雇用というのがこの事業の行っていく上での条件というふうになっておりますので、私ども、この100%交付金措置されます事業でございます、その制度に乗った、いわゆる事業実施という形の中で計画をさせていただいたということでお答えをさせていただいております。そういう内容のものであるということをご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 たしか前回の議会か3月議会のときに、そのような答弁をされていたのを今思い出してるんですけども、この5ヶ月間、次の仕事が見つかるまでの間って、この働

いてる方、ことしから始まってる事業なんで、まだ多分就労途中だと思われるんですけれども、これ、ちゃんと次の働き先、みんな確保できるようなバックアップ体制というか、そういうのは何か考えておられるんでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 考え方として、確かにおっしゃることわかります。雇用した人間をできるだけ長期に使えばよろしいというような考え方も理解はできますけれども、一つには、この雇用創出という部分につきまして、町が、いわゆる直接雇用していくという部分についても、これは限度がございます。その点はご理解をいただきたいなというふうに思います。当然、財源対応等々の問題もありますし、実際に、そこで行政としてそういった業務を行っていくだけの需要といいましょうか、緊急性なりという部分があるのかというような部分もあわせて考えていかなければならないという部分もあるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、その後の雇用保障といいましょうか、その後の雇用継続について、どこまで責任を持つといいましょうか、保障するような取り組みができるか、これは非常に難しいということをご理解をいただきたいなというふうに思います。どうしても町が雇うんではなくて、民間に次の就職先を求める云々という部分でございまして、そういった、要するに、この事業の目的というのは、次の雇用を、民間サイドでの自分の雇用、それが通年雇用になるか短期雇用になるか別にしまして、そういった部分を見つけるための間のつなぎ的な部分というような事業の中で取り組んできておりますし、そういった中で職種を探したりする部分を、生活をやはりきちっとできるような対応をしたいというつなぎ的な事業ということで今回取り組んでおりますので、その後のほうまで、すべてこちらのほうで保障とでも申しましようか、100%の対応をしていくというのは非常に困難かなと、このように思っております。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 課長の答弁はわかるんですけども、働いてる側のこともやっぱり、町民が今何が一番欲しがっているかというか、必要かというか、多分かなりの人が、何か仕事ないですかと言われるんです。町の臨時職員でも何か採用、いろいろ募集はしてるけれども、臨時採用百八十数名おるとか、ちょっと人数忘れましたけど、たしかそれくらいいるんですよね、全部合わせると。だけど、1年間の通年雇用であっても、一応契約制で、次の年にまた再度契約して、なかなか入り込める余地がないといいますか、だれかが、私やめたって言わない限り、入れないって聞くんですけど、どのようなものがありますか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今のご質問につきましては、いわゆる一般事務の受

け入れる臨時職員の雇用の関係ということであろうかというふうに思います。以前にもちょっとお話ししていると思いますけれども、一般事務のほうには非常に短期のものになります、数週間単位のものもあれば何カ月にも及ぶものもある。これはやはり業務の量、必要な量によって短期雇用をするというような形になります。それで、これは広報等でもずっと募集かけてるんですが、一応そういう仕事がありますもんですから、登録といいましょうか、こういう仕事があったときには、私、こういう部門、仕事、隨時する希望ありますよというようなことの登録制という形の中で通年で出していただいて、そういった中で、この業務でこういう仕事があるかどうかというような部分で、いわゆる雇用関係の契約関係で対応してきてているというような部分もあります。そういうことで進んできているということでございまして、そこに現状の中では、そういう登録者があふれているというような状況にはなっていないということでございます。

それから、実は今回、緊急雇用の中で、これは9月の補正予算での関係でございますけれども、緊急雇用創出事業の2次分、追加がされておりますので、そういった形の中で、一般事務職で2人を6カ月間募集をいたしました。それから、災害時の高齢者情報調査のほう、これから募集になりますけども1人を2カ月間、それから、公共の施設の管理事業ということで3名、今言ったのは、6、7月の経済対策ですね、経済対策での雇用ということで募集をかけております。そういった形での募集もいたしまして、そういった部分での応募もいただいております。こういう特殊なものとは別にいたしましては、先ほど言いました一般事務についてはそういう登録制でやってるということでご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 この地域活性化とか経済危機対策臨時交付金で雇用創出事業、この事業等々の事業で雇用したというのが、意図もわかるし、わかるんですけども、やはり町としては何をするかとなると、やはり町民の生活を守らなきゃ、もちろんそれが第一ですよね。生活するには、やはり雇用、働く場所があって、そこからお給料を得て、家族を養っていくというのがパターンとして、町民のやはり生活を守るために基盤、働く場所を、直接雇用厳しいかもしれませんけれども、先ほど来から、この交付金等々を充当して、民間企業に雇ってもらうというか、新規採用されたらそこに援助するとか、町として何らかの方策が考えれないのかどうか、それが結局、民間企業に雇用を促進してもらえば、基本的にやはり厚岸町に残ってもらって、そこからまた、住民から税金を得ることもできるし、いろんなメリットがあると思うんですけども、そういうことは考えられないんでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 先ほどの緊急雇用の5名の作業員につきましては、その後も、すべてではないんですけども、先ほど言いました、経済危機対策のほうの事業ですね、これは緊急雇用のほうでいきますと、6カ月未満での再雇用というのは認

められないというふうになっています。それは、広くたくさんの方にこういう制度の部分の部分の中で支援していこうという考え方のもとで来ておりますので、特殊なもの以外については再雇用できない、再度その制度を利用することができないということになっておりまして、そのほかの、先ほど言いました経済危機対策である、こういったような部分ですね、また再度募集してきているという方もいらっしゃいますので、その方の、当然面接の結果になりますけれども、そういった中で、別契約になりますけれども、契約して、結果として通算雇用保険の対象になるという方もいらっしゃいます。また、町のほうになる前に民間のほうにいらっしゃって、その方が通算されますと、6カ月以上の受給権を得るという方も中にはいらっしゃる、その辺は、そういう個々の雇用状況によって変わってくるものだということをまずご理解をいただきたいと思いますし、それから、町が雇用する場合、雇用保険の部分を考えて6カ月以上すべて雇用する、これはやはりその業務の中身であるとか必要性であるとか、そういったようなことも当然考えていかなければならぬ、物によっては1カ月で、短期で終わるものもありましようし、数週間単位でのものも出てくる、これはやはり、その辺の業務の中身があるということをまずご理解をいただきたいというふうに存じます。

それから、通年雇用化だとか、いわゆる新規雇用の場を増やすという部分については、そういう企業において、新しい雇用を増やすと、新規従業員を増やした場合に対する助成制度というものが既にございます。これはハローワークであるとか、それから道であるとか、もちろん商工会のほうも私どものほうもありまして、それから、こういう部分を、さらに季節労働者を例えれば通年雇用にしようとか、こういったような場合における助成制度だと、これは企業に対する、1人雇うと幾らだとか、こういう制度がございます。これが、こういう部分の活用という部分を促しながら、企業での雇用創出という部分を促進についての話をさせていただいているのですが、なかなか、やはり企業自体が、今抱えている従業員をそのまま確保していくという部分が非常に厳しいという事情もございます。なかなか新規雇用につながっていないという部分はありますけれども、こういった制度があるということで、こういう部分を、情報提供なり、そういう促進ということで企業回りも行っています。なお、この部分については、釧路地域に通年雇用促進支援協議会というものがありまして、この雇用を促進する支援員という方がおります。こういった方が、町内の企業であるとか、こういった部分を専門的に回りながら、こういった制度を周知しながら促しているというのも行ってきているところございますので、その点もご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野委員 中身はわかるんです。すべてそうなってれば、厚岸町、人口減にもならないし、多分栄えてるんだろうなという気はするんですよ。そこで、1番議員さんのときにもおっしゃってたように、やはり仕事あって、そこにできて厚岸町に残って、それで厚岸町の財政も何とかやっていけるというこのサイクルといいますか、輪ができるんで、人口減少に歯止めをかけるというのが、どうやったらかけれるかなといったら、やはり働き場所をまずきちっと確保するというのが大前提でございます。

そこで、いろいろ言っても結論的にはなかなか厳しいのかな、だけど、やはり町民のために町としてできることは、やはり最大限やっていただく、そういう気持ちで、新政権になりました、雇用対策のほうも一生懸命多分考えておられると思うんで、国にどんどんアピールといいますか、お願いをしながら、何とか予算の獲得ですとか、町民が安心して暮らせるような、そんな町にしていっていただきたいなど、これを最後に質問して終わりたいと思います。

●議長（南谷議員）まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長）これまでの議論の中にたくさんありましたけれども、やはり雇用の場の創出というのは、町づくりの中でも大変重要なものというふうに思っております。特に町内の企業が元気になりますて、産業界が元気になりますて、そこで雇用の場が生じているというのが最も理想でございまして、目指す方向性というのはそういう部分かなというふうに思っております。

私どもも、この直接雇用、直接発注の雇用の場の創出という以外に、このたびの経済危機対策、あるいは昨年の生活関連に対します交付金で、こういった事業において、いわゆる町内での公共事業の受注、こういった部分もやはり雇用面に大きく影響していくだろう、そういうような考え方のもとに事業選択等においても配意をしてきております。

なお、政権交代によりまして、国の政策、どういった形のものが打ち出されてくるか、まだ不明確な部分たくさんございますけれども、これは、国の政策の動きを注視しまして、厚岸町がそれを取り入れれるものというような部分につきましては、積極的に取り組んでまいりたいなど、このような考え方でありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員）以上で、11番、大野議員の一般質問を終わります。

再開を午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員）本会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤委員 さきに提出した通告書に従って質問いたします。

最初に、安心して暮らせる町づくりについて伺います。

65歳以上対象になっている緊急通報システムの状況はどうなっているのでしょうか。

利用する時点に問題は起きていないのか、このシステムの町民に対しての周知はできているのか、2人の補助員が必要と聞いているが、できない場合はどうなのか、このシステム以外の事業は考えていないのか、夕張市などで行っている命のバトンを厚岸町でも取り入れるつもりはないか。

2、外出支援サービス事業が通院などを対象に行われているが、もっと気軽に使えるシステムをつくれないか。今、介護難民という言葉があるくらい、高齢者等の交通手段の確保が大切になっていると思うのですが。

次に、在宅介護の支援について伺います。

1次産業を中心の町として、独自の支援法を行ってもいいのではないかと思います。ヘルパー事業で時間の配分を実態に合うような変更ができるのか、ボランティアの力をかりながら、見守りのような事業などをつくれないか、それから、福祉施設の増床によってどのくらいの待機者が減るのか。

1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 15番、石澤議員の質問にお答えをいたします。

安心して暮らせる町づくりについて、1点目の緊急通報システムの利用状況などについてのご質問であります。緊急通報システム事業は、高齢者及び障害者等の単身世帯などへの支援事業であり、急病や災害等による緊急時の連絡体制及び援助体制を確立するものとして、現在108世帯が利用しております。通報先は消防署につながっており、救急出動は年間7件程度になっています。利用に当たっては、緊急事態でないときに誤って通報ボタンに触れてしまったことでの誤報も年間10件から20件程度発生していますが、通報システム自体は問題なく機能し、その役割を果たしております。緊急通報システムの町民に対しての周知はできているかとのことです。必要とされる方の情報は、主に民生委員の皆さんや介護の支援事業所であるケアマネージャーの皆さんからの相談ケースにより把握をしているところですが、ご本人から直接申し込みされる場合も少なくありませんし、必要な方への情報提供は一定程度できていると考えております。

緊急通報システムの利用に当たって、申請の時点で2名の協力員をお願いしておりますが、急病などの緊急時に利用者宅に駆けつけていただける援助体制のための協力者であり、親族に限らず、地域の支援も想定されております。どうしても協力者がいない場合は、そのことで利用ができないこととなるよう、実態に合わせた対応をしてまいりますが、日常生活における地域とのつながりは大きな財産でもありますことから、可能な限り支援いただける協力者の配置をお願いしていくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、緊急通報システムについて、このシステム以外の事業は考えていないかとのことです。救急救命支援を考えますときに、消防署を通報先とするこのシステム事業は、利用者の立場での安心感も含め、継続すべき事業と考えますが、機材そのものが古くなり、修理するにも部品がない状況でありますし、同じ機種で更新していくにも、設置費用も含め、1台約13万円と高価なため、一斉に更新できる状況ではありません。当分の

間は新たな利用者に対応できるよう購入してまいりますが、他のシステムへの転換も含め、救急や安否確認システムなど、研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、夕張市で行っている命のバトンを厚岸町でも取り入れるつもりはないかとのことでありますが、夕張市民の主体的活動の中で始められたこの事業は、救急医療に対応できる情報として、緊急の連絡先、かかりつけ医、持病、服薬情報、診察券の写しなどの情報をバトンのような容器に入れ、冷蔵庫に保管し、そのことを示すステッカーを冷蔵庫や玄関に張っておくことで、本人が会話できなくなった状態や、同居者が不在でも、救急対応の際の必要な情報がわかるようになっているものと聞いております。厚岸町におきましても、高齢者のひとり暮らしは606世帯に及び、災害時の支援も含め、地域における支援体制の必要性など、命のバトンの取り組みは大いに参考になるものであります。現在検討を進めています災害時支援に必要な情報の構築の検証の中で、夕張市の取り組みも研究させていただきたいと考えております。ご質問者からのさらなるご提言もお願いいたします。

次に、外出支援サービス事業についてであります。

外出支援サービス事業は、車いすの方や寝たきりの方など、一般車両による移動が困難な高齢者や身体障害者の方を対象に、主に医療機関への通院の送迎をする事業として利用されており、専用車両1台で、厚岸町社会福祉協議会に委託して実施しています。もっと気軽に使えるシステムをつくれないか、買い物支援の高齢者等の交通手段の確保が大切とのご質問ですが、ハイヤーやバスなどの公共交通機関との兼ね合いでは、高いハードルがあって難しい提言であります。町では、スクールバスやへき地患者輸送バスの運行地域住民の方に対して、本来の目的を阻害しない範囲でございますが、地域住民の利用も可能としておりまますし、要介護の高齢者の方々の買い物支援には介護保険サービスを利用する方法もあります。この外出支援サービス事業の利用者対象者については、車いす利用者や介護度4、5などの重度の方を対象にした事業でありますことをご理解願います。

次に、在宅介護の支援について。

1次産業を中心の町として独自の支援方法を行ってもいいのではないか、その具体例として、ヘルパー事業での時間の配分を実態に合うよう変更できないかとのご質問ですが、ホームヘルプと言われる訪問介護は、介護利用者のサービスの選択により、身体介護や生活援助のサービスを利用時間数や利用時間帯も含めて月単位で計画が作成され、サービスの提供を受けることになります。介護度によって、受けるサービスの給付限度額もありますので、利用するサービスについても、毎日受ける方や、週2回や3回という方も出てきます。介護保険制度では、介護サービスが必要な方から見ると24時間365日の支援体制にならないという現実の中では、産業形態や家族の見守り事情に合わせたサービス利用にならない実態があります。計画を作成する段階で、できるだけ生活実態に合わせたプランづくりをケアマネージャーの方と相談して計画に反映していくことになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、ボランティアの力をかりながら見守りの事業などをつくれないかとのご質問でありますが、先ほども申し上げましたが、介護保険制度だけでは生活支援が十分でない実態の中では、ご質問のボランティアの力や地域の見守り支援体制が大きな社会資源の

一つになってまいります。全国でも先進的な取り組みをされている十勝管内本別町では、在宅介護を支える会というグループが、有償で認知症高齢者の長時間見守りサービスとしてやすらぎ支援事業に取り組んでいるほか、社会福祉協議会の事業として、もの忘れ地域ネットワーク事業という地域住民による支援が進められています。高齢者が地域で生活していくために、介護保険だけでは不十分な部分を支えていく仕組みとしてすぐれた取り組みであります。ご提言を受けとめさせていただき、厚岸町版としてつくっていける、地域や人材育成の基盤づくりを研究させていただきたいと考えておりますことをご承知いただきたいと思います。

次に、福祉施設の増床によってどのくらい待機者が減るのかとのご質問であります。9月1日現在の心和園の待機者は95名となっております。また、現在の多床室からユニットに移りたいとしている入所者は、5名程度の方が、自分の意思として希望されておりますが、最終的には、ご家族を含め相談していくことになります。多床室とユニットの入れかえがあるといたしましても、このたびの増床分18床分、18名の待機者が減少することになるということでご理解賜りたいと思います。

ショートステイについても、10床増床することで、既存10床では常時満床の状態で利用しづらかった中長期的なプランによる利用が利用しやすくなることから、入所待機者の計画的な利用も見込めるものと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤委員 通報システムの内容はわかりました。それで、必要になっているすべての人には渡っているわけじゃないんですよね、これね。それで、中には、声をかけられたんですけど、子機を使いたいので、普通の電話だけなのかな、子機についてないシステムなのかわからないんですけど、そんなもので、心臓の持病を持っているんですけども、緊急システムを使ってない方がいたり、それから、ほかの人に頼みづらいので、何か人に對して頼むのが、自分の中に何かあるのかわからないんですけど、それ頼まないでいたりという人もあるもんですから、それで、この緊急システム自体もすごくいいと思うんですけど、そのほかの、例えば、今皆さん携帯電話とかってありますよね、携帯電話を使ったものとか、それから、必ず絶対行くところっていうのは、トイレとかは必ず行くと思うんですけど、トイレにセンサーつけるとかというようなシステムを考えられないかなと思ったんですけど、それはどうでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えをさせていただきます。

必要とされる方すべてのところに設置されていないのではないかというお話でございます。今お話を伺っておりましても、私どもが情報を入手できない部分も含めて、介護サービスを利用されてない方等で疾病を持たれる方との情報自体ももれているという部分はあるというふうに思っております。ただ、障害認定を受けてらっしゃる方々につきま

しては、福祉課との連携の中で情報をいただくということもやっておりますので、ご本人から、これまで設置に関する手続がないということについては、その辺のつながりがうまくいってなかったのかなというふうに思いますので、今後、この中でさらに周知の方法も含めて、いい方法を見出す中でお知らせできる体制をつくっていきたいなというふうに思っております。

それから、今ご提言がありました、携帯電話との接続による生活反応といいますか、一つの例としては、ポットの操作によって、そのサインがお子さんのところに、遠距離であっても通じる、きょうも生活してるんだなということが携帯を通してわかるとかいう方法、それから、今ありました、家の中を歩いていることによってセンサーチェックができるというようなことも、既に開発されてきております。そういう意味では、それも独居老人等の安否確認という意味では、一つの方法だというふうに私どもも考えております。このことがすべて町の事業に今組み込んでというところの研究までは進んでおりませんが、現在の緊急通報装置そのものも、利用される方の利用料の負担ということも大前提にしながら、例えば、町の事業としましては、介護予防、生活支援事業条例というような条例の規定の中でやっておりまして、利用される方の負担も原則としながら、所得税が課税されてない方、世帯に対しては、町がその初期費用を負担をする等の規定を持ってやっているものでありますので、全体の今後の事業のあり方として、そういう提言の内容も含めて、安否確認の施策の展開をどういう形でやっていけるのかというような研究を、今後の中していく必要があるなというふうに受けとめておりますので、その辺のご理解をいただきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤委員 わかりました。いろいろ考えてやっていただければ助かります。老老世帯や独居老人だけでなく、ひとり暮らしをしている人たちを助けていくというのも一つの大事なことだと思いますし、その中で、一応見回りボランティアのことと言ったのですが、今、郵便局員の人も大変だと思うのですけれども、委託になっている場合もあると思うんですが、必ず、2日に1回ぐらい配達とかって行ったりすると思うんですよ。それで、そういう方たちに対して、無償ではなくて有料の形で、そういうことに町から依頼するっていうみたいな形で、見回りっていうことも、町が中心になってね、その地域に、いろんなノウハウを町のほうが持っているはずですから、専門的なものがあるはずですから、それを地域に出していくつくり上げていってほしいなと思うんです。

これはほかの地域での話ですけども、突然ベッドの上で動けなくなって、そして、足が痛くなったりらしいんですけども、ベッドからおりられない、どうしようもなくなった状態で、結局は、朝からずっとお昼ごろまで、たまたま知人が来たから、そこにはシステム何もなかつたこともあるんですけど、たまたま知人が来て助けてもらって、緊急入院したという話も聞くんですよね。それで、やっぱりシステムだけでなくて、だれかに頼む以外にも見回していくっていうことを地域でするのを何か町としてもきちんとシステムつくっていったほうがいいと思うんですよ。年をとっていくことは悪いことではないと思うんですよ。何か、高齢になると絶望的な感じで言いますけど、そうじゃ

なくて、年を重ねていって、この厚岸町で暮らしたいと思っている人たちが、どこかに行かなくて、その場で暮らせるようなシステムづくりをしてほしいと思うんです。それで、何とか見回りボランティアというのを町のほうで考えられないのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご質問の中では、在宅支援の部分でボランティアの力をかりながら見守りの事業などをというご提言でございましたので、私ども、答弁書を用意させていただく段階では、高齢者の、いわゆる認知を伴った、介護サービス時点の支援だけでは日常生活がおくれない方々の見守りについてということで、昨年同行させていただきまして勉強させていただきました本別町のすぐれた事業の教訓を受けながらやつていこうという想定の中で答弁をさせていただいたつもりでございます。

今ご質問にありました、突然ベッドの上で動けなくなったらと、結果的には、知人が来なければだれも助けてもらえないという前提のお話でございます。こういった部分も含めてどうあるべきかというのは、課題としては当然必要なものだというふうに思っておりますが、基本的には、日常生活の中での近所のつながりというものがやっぱり必要になってくるんではないかというふうに思っております。こういう話を申し上げますと、いやいや、近所となかなか結びつきが持てない方がいらっしゃるというお話もございます。それはそれなりによくわかるんですが、ご本人の努力も含めて、向こう三軒両隣、日常的なおつき合いができるという努力も、結果的にだめかもしれません、努力としてはやっぱりそういうことが、地域のコミュニティーとして必要だろうというふうに私どもは思っております。そういう意味では、日常的な地域のコミュニティーづくりそのものが、今、議員がおっしゃられるような、日常の突発的な部分の救援システムというものにつながっていくのではないかというふうに思っております。

そこまでいかないまでにしても、先ほど1回目の答弁の中で副町長申し上げておりますが、介護保険システムだけでは、高齢者の方々が年を老いて、日常生活の中で、もともといる地域で、自分の家で生活するということがなかなか困難な背景があると。だとすると、介護保険システムで救えない部分を我々が地域の見守りシステムとして日常的なかかわりが持てるシステムを構築していかなければいけないというふうに認識をさせていただいております。これまで行政としてそのことが必要ないという判断ではございませんでしたが、どういう展開をしていくかということのプロセスそのものが、住民の皆さんに最終的に協力をいただく必要がある団体でありますとか住民の皆さんに、行政のプロセスとしてお示ししていいってないということが、なかなか前に進めないこれまでの事情だったのかなというふうに反省をしているところでありますので、ことしスタートいたしました第4期の高齢者健康づくり、それから介護保険事業計画、3年間計画の事業でございます。ご承知のように、保健・福祉・医療総合サービス調整委員会というものがございまして、こちらのほうに計画づくりの大半をお願いをいたしました。委員会の中に策定部会をつくっていただきまして、私どもがお示しをさせていただいた計画のたたき台に対して、いろんな方面から議論をいただき、不足する分を補足をしてい

ただいて、21、22、23年の事業計画を作成をしていただきました。その中でも、高齢者の、元気な方の施策はもちろんでありますけれども、おっしゃられているような、認知症を持たれている高齢者の地域の見守りというのも計画の中に盛り込みながら事業展開をしていこうということでの計画をまとめていただいてスタートをしているということでございますので、もう少しお時間をいただいて、地域に入ったときにはまたいろいろなご提言をお願いできればというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤委員 そういうふうにきっちと進めていってもらいたいと思いますが、年々年とつてきます。今大変なんですよね、そういう人たちにとっては。だから、それにかわったものをやっぱりきっちと考えてほしいと思います。

それから、ここでも命のバトンを考えていくっていうことを言ってらしたんですけど、これは夕張の命のバトンです。こういうふうにして冷蔵庫に入れて使っているものだそうです。これを使うことで、すごく安心しているという方と、これと通報システム両方使って安心なんだという話をていられました。後で見てください。

そういうふうにやってもらうことはいいんですが、次に移ります。

タクシーというか、自由に動けるシステムをつくれないかということなんんですけども、乗り合いタクシーということをやっている地域もあります。年いってきますと、今はスクールバスとかも使えるようになってますけども、その場所に行くのも大変なんですよ。荷物を持って、例えば私たちは普通にペットボトル五、六本、わっと持って歩いたりとか、普通に買い物、1週間に1回まとめて買い物するということはしたりしますけども、ひとり暮らしだったり、それから老老、二人だったりする場合に、買うもの自体もそんなにたくさんは要らないんですけども、それも重たいっていうことも出てきます。それで、そうなると、だんだんお嫁さんに頼むとか、子供に頼むとか、また、連れ合いに頼む場合もありますが、自分の生活がだんだん狭まってるということもあります。それで、やっぱり少しの年金の生活者にとっては、タクシーに乗っていくこと 자체もとても大変ですし、それから、バスまで行くときには足が痛くてできない、それから、自分の周りを見回したらお店がないというのが大きいと思うんですよ。厚岸町で一応お店があるというのは、湖北、湖南それぞれで、あとほかの地域はお店ないですよね。あっても農協があつたりするぐらいで、そういうところで、車がなければ生活できないのに、車が運転できなくなってくるのがだんだんこれから進んでいくと思うんです。だから、そういうのも含めて、福祉タクシーというか、乗り合いのタクシーに補助を出すということも、民間の会社を巻き込んでできないのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げたいと思います。

ご提言ありました民間のタクシー会社を利用した乗り合いタクシーへの補助のお話で、その背景には、バス停まで行くことがつらい、あるいは、近くにお店がないというお話

でございます。この話は、タクシーの話は別にしましても、これまで高齢者の買い物の環境づくりという意味では、いろんな面からの検討もご提言もいただいていたというふうに思っております。町の商店街のほうは、注文いただければ配達をするというような仕組みも、随分前の話からでございますが、福祉の店とのチラシをつくりながら利用していただきたいというようなことも取り組んだ経過があるようでございます。その当時のお店がそのまま引き続いているかどうかという問題は別にして、今おっしゃられているような部分につきましては、鮮魚店でありますとか日用品のお店でありますとか、スーパーあたりも、注文いただければ配達をするというようなシステムをとられているようありますので、当分の間はそうした利用の中で、どう、必要な日用品を調達をしていくのかというところが、相互の課題と申し上げますか、どうしたらうまくいくのかなということも含めて詰めていく必要があるのかなというふうに思っております。

おっしゃられますように、この状態がずっと維持できるというお話ではございませんで、将来的に公共交通機関も本数が減ってきて、なかなか日常生活の中で利用すること自体が不便を感じるありますとか、そういう環境が将来的に想定される中では、おっしゃられているような事業展開というものが、今回の場合はタクシーのお話でございましたが、民間事業所でお持ちになるバスの運送に対する補助でありますとかというものも、将来的には検討課題の中に入ってくるのかなというふうに思っておりますが、現時点では有料の、新たなバス路線の確保等々の問題はなかなか、1回目の答弁で申し上げましたように、公共交通機関の問題がありまして、非常に厳しい環境にございます。そういう意味で、利用いただいておりますスクールバス、患者輸送バスにつきましては、もともと町が無料で地域を走っているバスということで、こちらのほうは、かつてから見ますと、道路運送法そのものの規制自体も柔らかくなってきていて、地域の住民の利用については、本来目的を阻害しない範囲の中で利用される分については、自由に利用していただいて構わないということを受けて、私どもも町民課を中心に、町民の有効な利用というものをやってきております。この事業の展開の膨らませ方がどういう方向でいけばいいのかということも含めて、将来的な課題なのかなというふうに思っているところであります。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤委員 わかりました。したら、そのスクールバスとかの運行なんかも、もう少し緩やかに、できれば考えてほしいなと思います。

それで、次は介護のほうに移りますが、仮にも鬼にもなって介護するって、これ、83歳の男性の方の句なんですけども、本当に支えている人たち、さっきも言っていましたが、特に認知症に対して介護度が軽く見られますよね、本人はいたって元気です。だけでも、いかんせん、今やってることとちぐはぐになってしまって、家族に対しての生活が大変になるし、本人にとってもとても大変な状態になっているのですが、それは、その認定をするときに、来たときまでは元気で頑張ってしまいますので、どうしても低くなってしまって、今までやってきたことができると思ってやってみたり、今火をつけた

ことすべて忘れて、今やったことを忘れてしまって、鍋を何個焦がしたかわからないというような話も聞きます。それで、厚岸の場合もそうなんですが、自営業でやっている方たちは、ご夫婦とか家族で働いてますよね、酪農もそうです、漁業もそうだと思うんですが。その場合に、どうしても一定期間、一定の時間に、経理の仕事をしたり、酪農の場合だったら、最低でも3時間は自宅に帰れないということが朝晩起きたります。そうすると、その間に、本人は、自分は元気だと思ってますから、普通に家事をやってみたり、自分のできることをやる、やること自体を忘れてしまうということが起きます。それで、認定も低いので料金がたくさんかかって、サービス使いたくても使えないということが実際起きています。そのことによって、経理のほうがうまくいかなくてちょっと大変になってきて、人を雇うこともできなくて、仕事も大変になってくるということも聞きました。それで、ヘルパーさんを派遣するというのは本当に大変だと思うんですよ、時間的な決まりもありますから。それでも、やっぱりこの地域ならではのそういう派遣事業って考えたほうがいいと思うんですよ。そばに行って、その時間、3時間なら3時間、農家の場合は酪農の搾乳とか牛舎に行っている間の3時間なら3時間の間、お話をしてくれる人がいるというだけでも違うと思うんです、そういうのが見守りだと思うんですけど、そういうことを、いろんな形を変えてやっていってほしいなと思うんです。家で最後まで見たいというのは家族の思いです。介護されるほうも、できるんなら子供たちに対して、ちょっとの間だけ自分たちと向き合ってほしいって、そういう思いでいるんですよね、介護されてるほうも。ですから、介護するほうにしても、そういういろんなちょっとした支援があれば、自分たちでできるので、そういうのをぜひ考えてやってほしいんですけども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご質問の中身は二種類になってくるのかなというふうに思います。一つは、既存の介護保険制度におけるヘルパーの派遣できる時間帯の多種多様な事業展開ということが一つだろうと思います。それからもう一つは、ヘルパーのサービスを受けてない時間帯での見守りのあり方というものが、事業展開も含めて、あるいはボランティアの力もかりてということも含めてのお話だというふうに思います。厚岸の場合、残念ながら、地元に24時間体制の訪問介護支援の事業所はございません。釧路市で展開をしておりまして、利用者、まだ20名をちょっと超える程度の利用の中で、今、社会福祉協議会が委託を受けて事業展開をされているというお話を聞いております。問題は、需要と供給の問題だろうというふうに思っておりまして、そういう意味で、厚岸町の中で、この24時間の事業展開をする事業所、例えば釧路市のように社会福祉協議会が受けてできる体制がとれるのかどうか、ヘルパーの確保も含めて、それが可能なのかどうかということもこれから課題でございます。そういう意味では、まだご提言を受けて事業展開ができるというふうにお答えできる状態ではございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思うんですが、1回目の答弁の中でも申し上げましたように、ヘルパー事業所の事情が許すのであれば、月のサービスを受ける計画自体に、実態に合ったプランのつくり直しということも可能だというふうに思っておりますので、

そういった、利用者とケアマネージャーとのプランづくりの中では、ぜひそういったこともやっていただきたいし、事業所のほうにも、地域の実態に合ったプランづくりが、現時点よりも利用者の実態に合ったものがつくれるんであれば、そういった努力もお願いをしたい旨はお話ををしていきたいなというふうに思っています。ただ、現在、介護にかかる労働者そのものが、なかなか定着率がよくない、あるいは、新たな雇用そのものが難しいという状況の中では、事業所自体も少ない人数の中でやりくりをしているという実態もございますし、一日の、例えば朝6時から夕方6時までの時間帯の中で均等にサービス提供ができるという状態であればいいんですが、利用者の要望によつて、ある時間帯に集中せざるを得ない、そうなりますと、途中の時間帯は余裕あるんですが、ある時間帯では、例えば酪農家の皆さんで言えば、4時から7時とかという時間帯の中で、事業所自体が余裕を持ってサービス提供ができるかどうかということについては、今の時点では難しい部分もあるのかなというふうに思いますが、個別のプランづくりの中では、ぜひそういった、サービスを選ぶのは利用者のほうでございますので、プランづくりの中で可能な部分は組み込んでいただけるのかなというふうに思っています。答弁になったかどうかちょっとわかりませんが。

それから、もう一つの、ご家族の、できれば家で見ていきたいと、ちょっとした支援があればというお話がありました。私どもも同じ認識でおりまして、そういう意味で、これから時代は、町に住む方々の高齢化率が上がっていく中で、現在3,100名程度の65歳以上の高齢者の方いらっしゃいますが、このうち5名に1人は何らかの介護認定を受けてらっしゃる方々でございます。それ以外の方々は、ある意味では元気な高齢者という部分で、行政のどこかにあいさつに行くときには、いつもオウム返しのように、これからは高齢者の方々にも知恵を出していただいてというお話をするとあります、提言のありました地域の見守りとかという活動そのものも、これからやっぱり元気な高齢者の方々も含めた体制の中で、いろんなお願いをし、協力をいただくことになっていくというふうに私ども思っております。それで、質問者の地区もそうでありますけれども、元気な高齢者たくさんいらっしゃって、パークゴルフだけではなくて、社会教育でありますとか、いろんな事業に参加をされています。そういった日常活動の、地域の自治会活動もそうでありますが、老人クラブ活動でありますとか、そういった活動の中の一つに、今言われたような地域の課題というのも織り込んでいただけるんであれば、スタートラインは2人、3人かもしれません、地域の見守りというような支援体制もつくっていけるのかなという思いで私ども今おります。ただ、基本的には、行政のプロセスはどうなのよという定規が求められるわけでありますので、そういった地域の支援体制づくりもプロセスの中に含めて、私ども、構想としてはこういうものですというものを出していかなきゃいけないという思いでおりますので、なお研究をしてプランをお示しをさせていただけるようにということで頑張っていきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤委員 ゼひそうしてください。今、定年組のUターンというのがあちこちで起きています。60歳でしたら、高齢者から見るとまだまだ若い、ある意味子供です。ですから、

そういう人たちが入ってこれるような、若者が来れないんだったら、定年組でもいいから来てもらうぐらいの勢いで、そういうくらいの町をつくっていって、セーフティネットとかちゃんとできていれば、帰ってきてここで、今まで町で暮らしてたから、ここに帰ってきて農業やりたいんだとか、そういう思いの人たちもたくさんいると思うんですよ。だから、それも含めて、そういうようなね、厚岸が安心して暮らせるんだという町をぜひとも考えながらつくっていってください。やっぱりそういうときには、行政の中的な役割ってとっても大事だと思うんですよ。だから、ぜひそれをお願いして、終わります。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ごめんなさい、分野が、うちでいいですかみたいな確認をする時間がちょっと必要でございます。今ご提言がありました、Uターンの方々が多く集まる町というのは、おっしゃられるように、生活サイクルに対する制度の充実があって、なおかつ、60歳以降の余生を充実した毎日が送れるような環境づくりというものが必要なのかなというふうに、先進地の事例を見ながら日々そう思っているところであります。厚岸町が、じゃ、食料生産基地という、言葉はちょっと古いかもしませんが、日本の食料を支えていく第1次産業を中心とした町づくりという中で、Uターンをされる方々の希望というものが望める町なのかどうかという部分につきましてはこれから検証であり、施策の展開が必要だというふうに思っておりますが、保健介護課だけの問題ではなくて、厚岸町全体の問題でありますので、前々から議論になっております総合計画のプランづくりの中で、そういったことも含めて対応していくということになってくるというふうに思います。その辺でご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で、15番、石澤議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長補佐。

●総務課長補佐（木村補佐） ただいま上程いただきました議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件について、改正理由が同様の内容でありますので一括ご説明申し上げます。

まず、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同で処理することを目的に、道内町村議会、一部事務組合及び広域連

合の議会が共同で組織している団体であり、当該事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条の規定により、組織している地方公共団体等の協議により行うことと定められております。

このたび変更しようとする内容は、平成21年10月5日に網走支庁管内湧別町と上湧別町とが合併し新たに湧別町となること、また、この合併に伴い、両湧別町学校給食組合が解散することに伴い、当該組合規約別表の改正を行うものであります。

議案第47号説明資料、北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約新旧対照表をごらん願います。

別表第1は、組合を組織する町村及び町村の一部事務組合名であります。紋別郡上湧別町、紋別郡湧別町を削り、紋別郡雄武町の次に紋別郡湧別町を加え、両湧別町学校給食組合を削る改正であります。

議案書13ページにお戻りください。

次に、附則であります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行すると定める内容のものであります。これは、北海道町村議會議員公務災害補償等組合を組織している各団体において規約変更が審議され、それぞれ議決が得られた場合に、当該組合が総務大臣の許可を受けるための手続を行うこととなります。その許可を受けた日から施行するものであります。

次に、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

北海道市町村職員退職手当組合は、道内市町村職員の退職手当に関する事務などを行うため、道内市町村一部事務組合及び広域連合が共同で組織している団体であり、当該事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条の規定により組織している地方公共団体等の協議により行うことと定められております。本議案につきましては、さきに議案第47号と同様の変更理由でありますので、詳細は省略させていただきます。

議案第48号説明資料、北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表をごらん願います。

別表は、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名であります。網走支庁管内の項の市町村及び市町村の一部事務組合の欄中、上湧別町、湧別町を削り、末尾に湧別町を加え、網走の項の市町村及び市町村の一部事務組合の欄中から両湧別町学校給食組合を削る改正であります。

議案書14ページへお戻りください。

次に、附則であります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行すると定める内容のものであります。

次に15ページ、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償事務などをを行うため、道内市町村一部事務組合及び広域連合が共同で組織している団体であり、当該事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条の規定により、組織している地方公共団体等の協議により行うことと定められております。

本議案につきましても、前2件の議案と同様の変更理由でありますので、詳細は省略させていただきます。

議案書第49号、北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表をごらん願います。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体でありますが、網走支庁の項の市町村、一部事

務組合及び広域連合の欄中、上湧別町、湧別町を湧別町に改め、両湧別町学校給食組合を削る改正あります。

別表第2は、組合の共同処理をする事務ですが、9の項の共同処理をする団体の欄中、上湧別町、湧別町を湧別町に改め、両湧別町学校給食組合を削り、10の項の共同処理する団体の欄中、上湧別町、湧別町を湧別町に改める改正の内容あります。

議案書15ページにお戻りください。

次に附則あります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行すると定めるものであります。

以上、雑駁な説明ですが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願ひいたします。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第47号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第48号について質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議案第49号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第50号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について、議案第51号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長補佐。

●総務課長補佐（木村補佐） ただいま上程いただきました議案第50号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について、議案第51号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について、2件一括ご説明申し上げます。

このたびの改正内容は、先ほどの3件と同様でありますと、平成21年10月5日に網走支庁管内湧別町と上湧別町が合併することに伴う数の増減の変更であります。

まず、議案第50号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減についてでありますけども、北海道市町村備荒資金組合は、一部事務の共同処理を通じて相互の福利増進と財政の健全化を図ることを目的に、北海道内の市町村をもって組織されています。

本文でございます。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のとおり増減することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、組合を脱退する市町村、上湧別町、湧別町。

2、組合に加入する市町村、湧別町。

3、脱退及び加入の日、組合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。

以上であります。

次に、議案書17ページをお開きください。

議案第51号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減についてであります。本議案につきましても第50号と同様の変更理由でありますので、詳細は省略させていただきます。

本文でございます。地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数を増減することの協議について。同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

脱退及び加入する市町村は、紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を脱退させ、同郡湧別町を加入させるものでございます。

1としまして、広域連合を脱退する市町村、上湧別町、湧別町。

- 2、広域連合に加入する市町村、湧別町。
 - 3、脱退及び加入の日、広域連合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。なお、議案第50号と地方自治法の引用条項が違うのは、一部事務組合と広域連合の違いによるものでございます。
- 以上、雑駁な説明であります、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願ひいたします。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第50号について質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第51号について質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第52号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第52号 財産の取得について、
その提案内容をご説明申し上げます。
議案書18ページをお開き願います。
現在所有しておりますロータリー除雪車は平成2年に購入したもので、19年が経過し、

走行距離は現在で6万3,000キロを超え、稼働時間8,935時間に達しており、総体的に老朽化が進んでいることから、平成21年度建設機械整備費補助事業により更新を行い、車両の安全性はもとより、冬期除雪及び夏期草刈り作業の効率化を図るものであり、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、1として、財産の種類は物品であります。

2として、名称及び数量は、ロータリー除雪車1台でございます。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による三社の指名競争入札であります。

4として、取得価格は、金2,177万7,000円であります。

5として、契約の相手方は、北海道北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川重建機株式会社であります。

19ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、ロータリー除雪車でございますが、形式は、KBR103型、1.5メートル級、75キロワットフロントタンデム、エンジンはディーゼルエンジン、第3次排ガス規制対応、乗車定員は2名、全長、除雪装置装着時5,355ミリメートル、草刈り装置装着時5,470ミリメートル、全幅、除雪装置装着時1,500ミリメートル、草刈り装置装着時1,790ミリメートルであります。

除雪装置でありますが、最大除雪量、時間850トン、除雪幅1,500ミリメートル、投雪距離15メートルから30メートル。作業速度、時速ゼロから40キロメートルであります。

草刈り装置でありますが、刈り取り幅1,600ミリメートル、刈り取り最大リーチ、4,100ミリメートル、作業速度、時速5から10キロメートルであります。

2、納入期日でございますが、平成21年12月15日でございます。

次のページをごらん願います。

車両の概要図でございます。中央から上段につきましては除雪装置装着時、下段のほうは草刈り装置装着時の概要図でございます。ご参考に供していただきたいというふうに存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口委員 今回の指名競争入札、何社って言いましたか。それで、それぞれの会社の名前、それから入札金額、それぞれの、会社名はいいですから、金額を教えていただきたい。

それから、予定価格に対して今回の落札額は何%なのか教えていただきたい。

それから、北海道川重という会社、余り聞いたことないんですけど、川崎重工か何かの関連会社なんでしょうか。

あと、さっき課長の説明では、「しょとく価格」って聞こえたんですけど、取得価格で

はなかったのかなというふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、指名の3社の業者名でございますけれども、川重建機株式会社、それからナラサキ産業株式会社、それと奈良商事株式会社でございます。

それから、入札の価格の金額でございますけれども、まずは契約額2,177万7,000円でございまして、その次、2,247万円、その次が2,365万9,650円、いずれも税込みでございます。

それから、予定価格とそれに対する落札金額でございますが、予定価格2,490万4,950円、落札価格が2,177万7,000円でございますので、落札率は87.4%でございます。

それから、説明の中で、「しょとく」ということで読んでいたというふうにありましたので、取得でございますので、ご発言、間違いないように訂正をいたします。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 今回、指名競争入札で3社が入札に参加をし、いずれも予定価格は下回っているわけですよね、今回の入札の状況を見ますと。それで、今回87.4%という落札率になったという説明をされていますけれど、最近の自動車、あるいはこういう重機類、そういうものの落札率はどのくらいで今まで来ていたのでしょうか。87.4%はちょっと低いのかなというような気もするのですけれども、安いば安いほどいいということだけでは判断できない問題もあるのではないのかなというふうに思うんですけれども、こういう事業等について、何%以下であればダンピング等の問題にかかわってしまうというふうに理解しているのかどうなのか、その辺では、この価格で全然問題がないのか、最低制限価格みたいのは、まだかなり厚岸町の場合は上回っていますよというふうに理解して、そういう心配が全然ないですよということなのか、その辺についてはどういうふうに理解をされているのか、また、我々はしていけばいいのか、その辺についてもう一度説明をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、さっき北海道川重建機についてのちょっと質問したのですけれども、答弁なかったような気がするのですけれども。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず最初に、さきにご質問がありました今回の契約の相手方、北海道川重建機株式会社、これが川崎重工の関連の会社かというようなご質問でございました。それに対してお答えをしておりませんでしたけれども、これは別な会社でございまして、北海道川重建機株式会社、資本金9,000万円、164名の従業員の会社でございます。

それから……。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時16分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、最近の車両等の落札率は幾らなのかということでございますけれども、これは千差万別で、最近、公用車等を購入した経過がございますけども、80%台から90%台でなってございます。

では、何%以下であればダンピングと言えるのかということのご質問でございましたけれども、これ自体、じゃ、何%がダンピングかといった決まり等はございません。公示等で言えば、一般的には、計算をしていきますと、8割程度、8割以下、80%が大体の平均的な、その以下になるとそういう危険性も出てくるといったことはよく言われているものではございます。それと、最低制限価格、今回につきましては、購入最低制限価格は設けてございませんので、そういうものに引っかけてどうかするということはございません。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 この納入の契約の相手方なんんですけど、川崎重工だととかとは全く関係のない会社であるという、今、課長のほうの説明でありますけれど、今回このロータリー除雪車が、何という会社のメーカーの機械を、このKBR103型というのを、こういうのを聞いただけで、これはどこのメーカーの機具なんだとわかる人もいるかもしれないけれども、一般的には、何という会社でつくった機械なのか、これはだれもわからないんですよ、ここにいる人は。そうでしょう。だから、そういうことはやっぱり詳しく教えていただくために1回目に私は聞いたんですけど、それに答えていただけなかったということなんですよ。ですから、今回のこの機械の会社の契約の相手方、それから、入

札に参加されているそれぞれの二つの会社の納入しようとしている機械のメーカーの名前、どこの会社の機械を納入しようとして契約に参加されたのか、その辺についてもう少し詳しく。そして、それぞれの機械の能力等は全く同じであったのか、その辺についても説明をしていただきたいというふうに思うんです。それでないと、今回は入札ですから、性能等が違っていても、安ければよかったのか、劣ってもいてもね、そういうことなのか、さらに高価格で入札した業者のほうがもっと性能がよかったのか、その辺についてはわからないんです、そのあたりはどうなのかも教えていただきたいというふうに思います。

それで、今、課長のほうから、ダンピング等には今のところは抵触しないんでないのかというようなお話がされていたと思うんですけど、ただ、非常に今、経済状況が厳しい状況が続いていると、当然、こういうところにもダンピング等が持ち込まれてくるというか、そういうことが起きてくる心配もあるんじゃないかなというふうに思うんですね。その辺で、そういう歯どめをかけるものが、厚岸町はどういうことをやってその歯どめをかけるから大丈夫ですよというようなものも示していただかなければならぬというふうに考えるんですけど、その辺では、厚岸町の今のやり方について、どこまでそういうものが歯どめがかかっているのかどうなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、指名に参加した業者の納入しようとしているメーカーでございますけども、北海道川重建機株式会社、これは契約の相手方でございますが、こちらの会社では、メーカーは、株式会社日本除雪機製作所、それから、ナラサキ産業でございますけども、こちらにつきましては、新潟トランシス株式会社、それから、奈良商事でございますけれども、こちらは、開発工建株式会社、このメーカーとなってございます。

それから、ダンピングの対応の問題でございますけれども、先ほど質問者からも話が出ました最低制限価格、それから、こういった制度もございますし、もう一つ、昨年10月に新たにつくりました低入札価格調査制度、こういった制度等も町では設定をしてございます。ただし、これは、あくまでも一般競争入札等を行いますと、やはりこういったダンピング等の問題が非常に危険が出てくるといったことで、そういう一般競争入札等を実施する場合には、この低入札価格調査制度、こういったものも一緒に向けて実施をしていくといった考え方を持っております。

指名競争入札でございますと、今までの、町が指名するものでございますから、それは信頼のある業者、ダンピングするような業者ではないと、そういったのを調べまして指名するものでございますから、指名競争入札に当たっては、まだそこまでする必要は今のところはないのかというふうに考えて進めているところでございます。

それから、各メーカーの機械の能力でございますけれども、これは、今回、この納入に当たりましては、最初に仕様書等をつくりまして、一定条件をつけて、それに対する、対応できるメーカーの車が入っております。その中ではほとんど機械の大きさ、それか

ら能力等については、ほとんど同じ規格で、若干の寸法の違いとか、馬力が幾らか違うといった若干の違いはございますけども、能力的にはほとんど同じというものでございます。

●議長（南谷議員）他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員）なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員）日程第6、議案第53号 工事請負契約の締結について、議案第54号 工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長）ただいま上程いただきました議案第53号及び議案第54号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

太田8番道路は太田地区の北側に位置し、道道上風蓮大別線へ通じる未改良の道路であり、ほこりや泥土の飛散による隣接採草放牧地への障害や、大型化が進む農作業車両や集乳運搬車両等の交通に支障を来しており、その解消を図るべく、防衛施設周辺民生安定施設整備事業により、太田2号道路の交差点から太田5号道路の交差点までの区間延長1,901メートルを平成19年度から整備を進めており、今回の工事は平成21年、22年の2カ年国債事業として、道路改良工事811.57メートル、舗装工事1,251.57メートルを行うものであります。

議案書21ページをお開き願います。

議案第53号であります。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容でありますが、1として、工事名、太田8番道路改良工事、2として、工事場所は、厚岸町太田8の通、3として、契約の方法は地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札で、単体4社、共同企業体1社の参加によるものであります。4として、請負金額は、金8,715万円であります。5として、請負契約者は、北海道厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

22ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要でありますと、施工延長は、路盤改良工事、長さ811.57メートル、車道幅員、幅5.5メートル、路盤工として、下層路盤切込採石40ミリメートル級、厚さ40センチメートル。凍上抑制層山砂厚さ40センチメートル、排水溝、U型側溝、長さ1,095メートルであります。

2、工期でございますが、着手、契約締結の翌日から、完成、平成22年8月30日までとするものでございます。

3、位置図、平面図、定規図、別紙説明資料のとおりでございますが、25ページをお開き願います。

位置図でありますが、図面中央の円で囲った中で、改良と示しているほうの太線部分が今回整備するところを示してございまして、破線部分は施工済みを示しております。

26ページ、27ページが平面図でございます。26ページをお開き願います。

改良工事の起点は、図面左側、太田2号道路交差点との中心が交わる点を測点ゼロといたしまして、図面左側に11.57メートルの地点、測点、マイナス11.57を工事の起点といたしまして、終点は次のページ、27ページになります。図面中央付近になります。測点800と示しているところでございまして、改良工事の施工は811.57メートルでございます。改良工事、終点から右側、至太田5号道路交差点までは、平成19年、20年の2カ年国債事業並びに平成20年、21年の国債事業で改良済みとなっております。

下段右側の定規図でございますが、車道幅員5,500ミリメートルの2車線道路で、両側に1,000ミリメートルの路肩、500ミリメートルの保護路肩を設け、全幅8,500ミリメートルとし、その両側に雨水を排水するU型側溝を設置するものでございます。

舗装構成のうち、凍上抑制層と下層路盤を改良工事として施工するものでございます。

次に、議案第54号でございます。23ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容でありますが、1として、工事名、太田8番道路舗装工事、2として、工事場所は、厚岸町太田8の通、3として、契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札で、単体4社の参加によるものであります。4として、請負金額は、金5,964万円であります。5として、請負契約者は、東京都港区新橋1丁目6番5号、日本道路株式会社であります。

24ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要でありますと、施工延長は、舗装工事、長さ1,251.57メートル、車道幅員、幅5.5メートル、舗装工といたしまして、上層路盤アスファルト安定処理、厚さ5センチメートル、基礎粗粒アスコン、厚さ4センチメートル、表層、密粒アスコン、厚さ3センチメートルであります。

2、工期でございますが、着手、契約締結の翌日から、完成、平成22年9月30日までとするものでございます。

3、位置図、平面図、定規図、別紙説明書のとおりでございますが、次のページをごらん願います。位置図でございますが、図面中央の円で囲った中で、舗装と示しているほうの太線部分が今回整備をするところを示してございまして、破線部分は施工済みを

示しております。

26ページをごらん願います。平面図でありますが、舗装工事の起点は、図面左側、改良工事と同じ測点、マイナス11.57を工事の起点といたしまして、終点は27ページになります。図面右側、測点1,240と示しているところでございます。舗装工事の施工は1,251.57メートルでございます。舗装工事終点から右側、至太田5号道路交差点までは、平成19年、20年の2カ年国債事業並びに平成20年、21年の2カ年国債事業で舗装済みとなつてございます。下段の右側、定規図でございますが、舗装構成のうち、定規図でございますが、舗装構成のうち上層路盤から表層までを舗装工事として施工するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第53号について質疑を行います。

2番、掘議員。

●堀委員 教えていただきたいんですけども、今回、この一般競争入札の53号と54号についてやられているんですけども、この一般競争入札に当たっての公示日、また、公示に当たっての方法、それと、公示のときの条件というものがどういうものをしての公示だったのかというのを教えていただきたいと思います。

それとまた、現場説明というものをいつやったのか、入札の日ということで、十分な説明の期間という部分がとれたものだったのかという部分で教えていただきたいと思います。

それと、今回この一般競争入札を行うに当たって、実際に事務というものは、今まで指名競争入札を主にやっていたものですから、それから、一般競争入札にかえてやっているという問題点というものはどういうところがあったのかというものを教えていただきたいと。

また、一般競争入札の、今回はこの2本だけですけれども、今後、いろいろな町発注工事でも導入拡大をしていくというような考え方があるのかというのを教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、告示日、公示日でございますけれども、8月13日に公告してございます。それについては、役場、それから湖南地区出張所前、それと町のホームページのほうで示してございます。また、翌日には、建設新聞のほうでもお示ししてございます。

それと、条件でございますけども、入札参加資格の条件ということでご説明申し上げます。

まず、この道路改良工事でございますが、まずは厚岸町の平成20年、21年度の競争入札、参加者名簿に登録されている者で、かつ、土木一式工事がA等級に格づけされてい

ると。それから、厚岸町内または釧路市内に本店または支店もしくは営業所を有していること。それから、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。これにつきましては、破産者等のそういったものが該当とするものでございます。それと、4としまして、本工事の告示の日から入札執行の日までの間に厚岸町工事請負業者指名停止基準の規定による指名停止を受けていないこと。それから、5番としましては、現場代理人を工事現場に専任で配置できること。それから、施工業者に配置する技術者等を建設業法等の規定に基づいて適正に配置できること。それから、平成10年度以降に、改良延長250メートル以上、請負金額5,000万円以上の国または地方公共団体発注の道路改良工事を元請として工事実績があること。それから、公告の日から全日からさかのぼって過去1年間に厚岸町工事請負業者指名停止基準の規定による指名停止を受けていないこと。それから、過去2年間に、厚岸町内において厚岸町が主催または協賛もしくは構成団体として行う事業に対してボランティア活動の実績があること。それから、共同企業体の要件といたしまして、このほか、共同企業体の構成員数は2社とし、その構成は厚岸町における土木一式工事の格づけがA等級に属するもの同士、A等級に属する者とB等級に属する者、またはB等級に属するもの同士とし、構成員の1社以上は厚岸町内に本店を有する者であることというような条件等を付してございます。

それから、現場説明は行われたのかというご質問でございますけども、現場説明は行ってはございません。

積算の期間が十分とれているのかというございますけども、これにつきましては、設定をする際、建設業法の基準がございます、積算価格のとる規定がございまして、その期間は十分確保した期間でとってございます。今回でございますと、15日間以上とるように建設業法で決まってございますので、その期間は十分とれているというふうに考えてございます。

それと、今後、一般競争入札への導入はどのように考えているのかということでございますけども、この事後審査型条件付一般競争入札、これにつきましては、昨年10月にこの要綱等を作成いたしまして、これまでに、今回の工事含めて3件を実施してきていくわけでございます。この方式といいますのは、広く入札者を求めることによりまして、公平性、それから競争性を高めるということにあるわけでございますけども、反面は、地元業者の受注機会の確保という観点からは相反するものでもございます。私どもが授受しますこの地方自治法といいますのは、一般競争入札が原則であるわけでございますが、そこには、こういった地元業者の受注機会というのは観点はないというふうに考えられてございます。こうした中、今日の低迷した経済情勢、こういったものを考えてみると、また、業界関係の皆様は非常に大変経営的にも苦労されているわけでございます。地元業者の受注機会を少しでも多く与えてほしいという切実な声が、そこで働く人たち、町民の皆さんからも聞こえてまいるわけでございます。こうしたことを踏まえた上で、それと、また今回行って3回程度でございます、今後のこうした実績も踏まえながら、一般競争入札の導入としましては慎重に考えながら取り計っていきたいと、このように考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀委員 かなり条件というものがついてて、一般競争入札といいながらも、はっきり言って、釧路管内、主に町内の業者が対象にならざるを得ないくらい厳しい条件というものがいっぱいついていますよね。これで本当に一般競争入札というのか、条件付とはいってのですけれども、余りにもその条件というのが多過ぎるんじゃないのかなというものはあると思うんですよ。ただ、その地元業者への発注という部分の観点ということであれば、それであれば一般競争入札をやめてというようなことにもなるのかなという話にはなっちゃうんですよね。やっぱり一般競争入札をしようとするときに、指名競争入札、じゃ、どうしても不透明というか、どうしても見えない部分というものが多々あるという中で、それを少しでもオープンに、あからさまにするというようなことでも一般競争入札にはあると思うんです。そういった中で、今回こういう大きな工事ですから、国、道の発注が過去10年でやってる、5,000万円以上の工事をやっているというような条件というものですね、はっきり言って、国、道の工事をやる以外にも、やっぱり町村の工事というものにももっと広げてもよかったですかなというふうに私は思いますし、そこら辺の条件というものをもう少しやはり検討していく余地があるんじゃないのかなと思うんですよね。実際に町内業者へといふんであれば、やはり分割、半分に割るなり何なりして、もっと小さい業者への発注機会というものをふやしてやることも、そういうことのほうが、むしろ受注機会の拡大をということでは言えると思うんで、これだけ大きな工事を一本で発注しようということ、余りそういうことは理由としては通じないのかなというふうに思うんですよね。

いずれにしても、私としては、一般競争入札については、やはり今後もやっていくべきだと思いますし、条件付といいながらも、やっていながらも、この条件というものは、少しずつやっぱりなくしていくというようなことがやはりないとだめだと思うんですね。

これについて、今回公告をしたわけなんですけれども、例えば町外で、釧路市内の業者とかですね、問い合わせというものは、この条件というのも、全部すべてに合致しないけれども、参加というものができるのかとか、そういう参加意欲というものがあつた業者というものはほかにはあったのでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、条件の設定の検討でございますけども、やはりこれについては、いろいろとそのときに合った内容等、条件を検討していかなければならないというふうに考えてございます。

それから、分割の発注でございますけども、基本的には、工事の分割というのは、同じ工事であれば、それは分割は、理由がなければできないというものでございます。今回、工事は2カ年工事で、工期的にも十分とれるものでございますので、これをあえて分割するといったようなことはできないというもので、それはご理解を願いたいと思います。

それと、釧路あたりの業者から、この工事について問い合わせ等があったのかというご質問でございますけれども、これは問い合わせ等は入ってはございません。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀委員 そうすると、ほかに問い合わせがないというのは、公示の方法というものに、やはり今後は検討していく必要というものがもっとあるんじゃないのかなと。役場と湖南地区出張所ホームページ、あと、建協新聞ですか、それらの四つの機関なんですが、やはりそういうものの以外、やはり媒体を使っての周知方法というのもやっていく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。一般競争入札ですから、実際に入札日、入札執行日に何社来るかというのがわからないといえばわからないというものが実態だとは思うんですけども、そういう中で、やはり1社とか2社になってしまふと、それはそれでまたいろんな問題というものが、公正な競争というものが図られるのかというようなことにもなりますので、やはりそこら辺は、周知の方法、今回は単体が4社の共同企業体が1社ということで、5社という話でしたけれども、やはりもっと、せっかくこういうふうにオープンにしたものをしていこうというんであれば、やはりもっともっと入札参加者がふえる方策というものを検討していっていただきたいというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 一般競争入札を導入するという理由は、議員おっしゃるとおりであります。しかしながら、全国からこの工事に対して札を入れてもらうということになりますと、議会でも議論がありましたように、地元業者の受注機会というのが、これはもう大手のゼネコンが入ってこられる可能性もあるわけですから、非常に少なくなるということを、公共事業を発注する側としては考えなければならないのではないかということで、ある程度の条件をつけて、限定つきの一般競争入札というものを、そういう手法をとらせていただいているということをご理解をいただきたいと思いますし、さらには、工事の公示に当たって、どういう周知の方法をとっているかということですが、これは厚岸町公告式条例の規定に基づいて、それらのほかに、入札執行の手続で、マニュアルで示しております町のホームページ、それから建設新聞、これらにもお知らせをして掲載をしていただいているということでありまして、特に一般競争入札を執行する今回の規模の工事ですと、Aクラスであります。Aクラスということになると、常識的には建設新聞をとっていない会社はありません。したがって、この工事の公告をしているということは、関係する業者さんにはきっちり伝わっているものだというふうに私ども認識をしております。

ただ、昨年1件、今回この工事を含めて2件やらせていただきました。やらせていただいた結果、この入札に参加をしていただいた会社の件数が、私どもが予想していた件数よりも少ないという状況であります。一方は単体4社、企業体1社、もう一方は単体

の4社ということですから、少なくとも私どもは、これらの条件をつけても10社は下らないところの会社の応札があるものというふうに予測をしておりました。しかし、残念ながら、こういう結果に終わりました。これが今後も続くようであれば、一般競争入札をそのままやり続けるという意味合いは非常に少なくなってくるというふうに思っています。ですから、条件の問題、それから、こういう状況が続くということであれば、指名をして参加をしていただくことのほうが、競争をしていただくチャンスを持っていただけの業者さんの数、少なくともこの金額ですと7社は、我々は指名をさせていただいて応札を願うということになりますから、そういうことも考えていかなければならぬと。ただ、まだ昨年初めてこの制度を導入したばかりですので、もう少し推移を見たいという考え方であります。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口委員 今、堀議員のほうで一般競争入札について質問をされていたわけですけれども、今回結果的に、今、副町長の説明によりますと、入札参加が思ったほど伸びなかつたというような説明ですよね。A級の業者を選定すると、指名にすると、最低でも7社はあるんではないかというようなお話をあったんですが、今回この参加されているそれぞれの……、両方質問していいんですか、答えるのも何か両方やってるんですけど。時間かかっちゃうから、かえって一緒にやったほうが効率はいいような気するんですけど。皆さんに確認してください。

●議長（南谷議員） いかがいたしますか。今のそういうご意見もありますけれども、53と54にもかかわる、54だけあればあれで再度確認はしますけれども、関連する部分についてはあわせて質問を許します。

●谷口委員 それじゃ、引き続き質問をしますけど、結果的に今回、それぞれの工事にかかるわって、町内業者と町外業者、できれば会社名、入札参加業者はさっきも聞きましたけども、いいんですよね、発表されてもね。それぞれちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどもお願いしたんですけど、入札価格、これはA社、B社、C社でいいですから、教えていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、入札に参加した業者でございますけれども、まず、道路改良工事のほうでございます。道路改良工事に入札参加した業者でございますが、宮原組、それからホクホウ阿寒共立経常建設共同企業体、それから萩原建設工業株式会社、それから村井建設株式会社、それから道東建設工業株式会社でございます。

道路の舗装工事のほうでございますけれども、こちらにつきましては、日本道路株式会社、それから株式会社NIPPO、それから道路工業株式会社、それから村井建設株式会社でございます。

それから、入札の応札価格でございますけども、まず、道路改良工事でございますが、まずは1番が8,715万円でございます。それから、次が8,757万円、その次が8,820万円、それから、その次が8,904万円、それから、次が8,977万5,000円でございます。

次、舗装工事でございますけども、まず最初が5,964万円、その次が6,027万円、その次が6,037万5,000円、その次が6,048万円、いずれも税込みの価格でございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 そうすると、町内2社はそれぞれ単体で、もう1社はジョイントということで参加をしているというふうに理解していいんですよね。それで、今後、この参加業者なんですけれど、私はまだ、言ってみれば、試行段階というか、そういう段階だと思うんですけど、こういう事業が今後どういうふうに出てくるかわかりませんけれど、これはランクを、Aランクの仕事だけでこういう一般競争入札を進めていくのか、今回我々に資料として配られている入札条件見ましても、残念ながら、5,000万円以上ということになりますから、もう少しでそこに届きそうな事業も、結果的には我々議会では審議することはできないんですけども、こういう事業についても一般入札の幅を広げていこうというような考えはあるのかないのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、町内の業者でございますけども、今、質問者がおっしゃったとおり、単体が2社、それとJVが1社で、町内の業者が参加してございます。

それから、今回の工事、前回の工事とも、工事的には等級的にAランクの業者等が、この事後審査型条件付一般競争入札、これに対して該当させてございます。これ以下の工事となりますと、やはりいろいろな、さまざまな業者がおります、不良不適合業者が参入するおそれというのは十分心配されるものでございます。私ども、この工事等、やはり町民、国民のお金を使って工事を行うものでございます、もし何か失敗、それから、後々、瑕疵等があった場合には、たとえ、契約上の条件等がついておりますけども、私ども、何らかの被害、作業的なものでも時間を要したり、いろんな面で苦労、それから町民にもご迷惑をかけるといったことになりますので、やはりこういう工事等に当たりましては慎重に工事を発注していく、安全性をやっぱりしっかり考えた中で工事の発注に当たりましては選定をしていかなければならぬというふうに考えているものでございます。そういうことから考えますと、やはり今、工事等でいきますと、Aランク業者といいますのは、全道的にも上位のランク、一番上のランクでございます、それはかなりやっぱり安心できる業者というふうに私どもも考えてございます。こうした中で、さ

らに、より安全性を持った中での条件等をつけていくといった作業の仕方を当面はしていきたいと、このように考えてございますので、この辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 さっきダンピングの話しましたけれど、やはりそういうことも一つは心配になってきますよね。それで、結果的に、入札等を行う上で、安く入札をするところが出てきたときに、いろんな問題が生じてくるということが出てくると思うんですけど、やはり多くの業者が参加できるというか、町内の業者でも、この工事だけのことを言うんではなくて、発注するに当たっての業者の幅広い参加というか、町内業者にあっても、そういう門戸を広げていくということも一つには考えておかなければならぬし、その一方では、やはりきちんとクリアするものはクリアするということをやった上で参加をしていただくということが、きちんとした業者にやっぱり参加をしていただくということができていれば、もう少しランクを下げてもできるんじゃないのかなと。この仕事ではなくてだよ、今回、仕事がAランクの仕事で、Bランクの人を入れれっていうことではなくて、今回この指名されているこういう工事等においても、少し、その一般競争入札の枠を広げていってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺では全然検討の余地はないものなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 昨年初めて条件付事後審査型一般競争入札という手法をとらせていただいて、その方式をとるランクというのは、まずとりあえずAランクの工事に該当するものについて試験的にやってみようと。これは、先ほども建設課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、技術のレベルの問題、それから技術者の配置の問題等々、しっかりした業者に札を入れてもらってやらせていただこうと。今、先ほど2番議員もお話をしましたとおり、この方法が、3回やらせていただいて、我々の思った参加が得られていないという状況でありますから、これをもう少し様子を見させていただきたい、きっちりした競争原理がもっともっと働くような、そして、地元の業者さんもそれなりに受注機会を得られる、これはもう双方条件を満たすということであれば至難のわざです。それから、Aランクだけで町内業者だけということになりますと、町内では2社しかございません、土木工事に関しては。それではもう全然競争原理なんて働く余地もございません。そういったことを勘案しながら、今、この方法、今後どうするかということもあわせて、なお検討をさせていただきたい、今この場で、はい、わかりました、もっともっとこの方法を広めていくというご返答をできないことをご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） 議案第53号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第54号について質疑を行います。ございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

再開を3時40分とし、本会議を休憩いたします。

午後3時06分休憩

午後3時40分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第55号 町の区域の設定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第55号 町の区域の設定について、その提案理由をご説明申し上げます。議案書28ページをお開き願います。

厚岸町の一部地域について、地方自治法第260条第1項の規定により、町の区域を新たに画し、その名称及び区域を定めるものであります。現在進めております字名改正等事業は、平成14年度に議会の議決を経て年次的に取り進め、今年度が最終年となります。計画策定当時、松葉地区集会所周辺の字名は御供であるため、松葉3丁目にするべきとの考えでしたが、当時は湖南地区中心市街地活性化事業に係る土地区画整理事業

の計画が進められているところであったため、この部分は、平成14年度に議決を経た改正には含めず、先延ばしにしておりました。その後、諸般の事情により、土地区画整理事業は中止しており、先延ばしにしておりましたこの御供の一部を松葉3丁目にするものであります。

内容でありますと、町の区域を新たに画するものとして、新たに画する町の区域の名称は松葉3丁目、新たに画する町の区域で従来の名称は御供、従来の区域は同字の一部であります。

資料といたしまして、別に位置図を配付させていただいておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員）　これより、質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎委員　本件についてはわかりました。それで、この事業なんですが、ことしが最終年というようなお話だったんですが、最終年で、これから何カ所かまだあるんでしょうか。

●議長（南谷議員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えいたします。

平成14年度に議会の議決を経て字名の改正を進められているものは、今年度で最終年でございます。それで、今回告示をいたしまして、10月26日に施行するものを予定してございます、それで最終というものでございます。

●議長（南谷議員）　13番、室崎議員。

●室崎委員　その最後になる平成14年度分としてはというんだけれども、字名改正事業としてはまだほかにもあるんでしょうか。それとも、平成14年に議決が経て進められた事業でもって、いわゆる厚岸町の字名改正事業は今回は終わりということになるんでしょうか。それから、この後にあるのはどの区域なのか、それについてお聞かせ願います。

それと、今、資料として渡していただいたこの図面を見ておりましたら、図面の真ん中より大分下のほうに、今この太線で囲ってある下のほうに、法華寺さんが見えますが、その大体真南のあたりですね、そのところだけが人家とおぼしきものが掛けの下に見えるんですが、それだけが御供地区に入っているところがあるんですよね。あとは大体全部人家は梅香町のほうに入っているんですが、ここだけちょっと線が道路いっぱいになつてまして、図では人家じゃないかと思うものが御供のほうに入っているんですけども、これもこの後整備する地域ということなのかどうか、それとも何か理由があるのか、その点も一緒に教えてください。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

平成13年から14年にかけまして字名改正の計画を立てたものでございます。この計画を立てたものに対しては、今回の10月26日施行をもってすべて終わるというものでございます。ですから、この後にはとりあえずないというものでございます。

それと今もう一つご質問がありましたのは、議案第55の説明資料のところに、法華寺さんの下のところに民家とおぼしきらしき家があると、その区域がどうなるのかということでございますけど、ここで示している資料につきましては、今現在の字名の区域で示してございます。ですから、まだ、松葉3丁目とか梅香町2丁目という形でもって、この次、10月26日でもって施行される区域には、ここの部分は梅香のほうに入ってございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

他にございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第8、議案第56号 厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、議案第56号 厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

字名改正事業は、町民の要望、議会からの意見を受け、平成14年度に議会の議決を経て年次的に取り進め、今回が最終となります。本件は、字名等改正に伴い、関連する条例の改正を行うものであります。議案書29ページをお開き願います。

今般条例改正をしようとする条例ですが、第1条、厚岸町役場出張所設置条例では、施設

の位置及び所管区域の表記の変更。第2条、厚岸町地区集会所条例から、第3条、厚岸町立保育所条例、次のページになります、第4条、厚岸町児童館条例、第5条、厚岸町営住宅管理条例までは、施設位置の表記の変更。第6条、厚岸町公園条例では、公園の名称及び位置の表記の変更。第7条、厚岸町公共下水道設置条例では、計画排水区域及び計画処理区域の表記の変更。第8条、厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例では、設置場所の表記の変更。31ページをごらんください。第9条、厚岸町立学校設置条例から、第10条、学校給食センター設置条例、第11条、厚岸町公民館条例、第12条、厚岸情報館設置条例までは、施設位置の表記の変更。次のページになります、第13条、厚岸町水道事業給水条例では、給水区域の表記の変更であります。いずれも今回の字名改正に伴う変更であり、改正条例記載のとおりであります。

また、資料として、厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例新旧対照表及び位置図を配付させていただいておりますので、ご参照を願います。

附則といたしまして、この条例は、字名改正の地方自治法に定める告示行為に基づき、平成21年10月26日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第9、議案第57号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第57号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書33ページになります。

改正の内容でございますが、北海道からの権限移譲に伴い、一般旅券、いわゆるパスポートの発給の申請、受理、交付に関する事務を本年10月1日より当町において行うことにより、厚岸町の他の分掌する事務を規定しています本条例を改正するものです。

旅券の事務は地方自治法に規定する北海道の法定受託事務ですが、同法に規定する条例による事務処理の特例により制定されました北海道自治政策部の事務処理の特例に関する条例により、北海道における旅券事務が平成18年7月から、事務の一部を除き、希望する市町村に移譲されることになりました。本申請事務のワンストップサービスにより住民負担の軽減が図られることから、厚岸町においても権限の移譲について検討してまいりましたが、業務の事務量、処理体制、予算、何よりその効果について検討した結果、事務処理体制も含め一定の見通しがつきましたので、本年10月から旅券事務を開始しようとするものです。厚岸町住民における年間約120件のパスポート手続は、釧路支庁に最低2回出向き手続をしておりますが、事務権限の移譲を受けることにより、役場窓口での手續が可能となるため、町民の負担軽減と利便性の向上が図られると考えております。改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております別紙説明資料、厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

厚岸町事務分掌条例第2条において、各課の分掌事務を明記しておりますが、町民課の分掌事務中、第4号、印鑑登録、証明に関する事項の次に、第5号として、旅券事務に関する事項を新たに加え、地域自治活動に関する事項以降を各1号ずつ繰り下げるものです。

議案にお戻りください。附則であります。改正後の規定を平成21年10月1日から施行するとするものであります。

改正内容は以上でありますが、参考といたしまして、道内でこの旅券事務の権限移譲を受けている市町村は、実施済みが28市町であり、10月1日より厚岸町と標茶町が実施予定であり、今年度までに30市町となります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第10、議案第58号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（米内山課長）　ただいま上程いただきました議案第58号　厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。議案書34ページになります。

国民健康保険法では、出産育児一時金の支給は、保健者が条例で定めることと規定されており、厚岸町国民健康保険条例における出産育児一時金につきましても、健康保険法に準じて、第6条第1項で出産育児一時金の支給金額を35万円と規定しているところあります。今回の改正は、出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るために、暫定的に引き上げようとするもので、そのための健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に政令第139号として交付されました。その内容は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産育児一時金の額を35万円から39万円に引き上げるとするものです。この改正に合わせ、厚岸町国民健康保険条例におきましても、出産育児一時金に関する規定の改正を行おうとするものです。改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております別紙説明資料、厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

附則第3項の次に、新たに第4項として1項加え、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置といたしまして、被保険者または被保険者であった者が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中35万円とあるのは39万円とするものです。また、同条のただし書きにあります、今年の1月から始まりました産科医療保障制度に加入している医療機関において出産した場合の保健負担分としての3万円を加えますと、合計で42万円を支給しようとするものです。

議案にお戻りください。

附則であります。改正後の規定を平成21年10月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（南谷議員）　これより質疑を行います。

(なし)

- 議長（南谷議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第11、議案第59号 厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第59号 厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。議案書35ページであります。

近年、身近なところで発生する多種多様な犯罪や事故の増加に対し、町民一人一人が防犯や事故をなくしていく意識を持ち、自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪や事故が発生しにくい環境へと改善していくことが重要であります。そうした努力を傾ける決意を宣言するものとして、平成19年に厚岸町生活安全条例が制定されました。この条例にあるような犯罪や事故の防止などの取り組みは、一定程度行われていますが、一方で、犯罪や事故の被害者への支援は必ずしも十分に行われているとは言えず。犯罪被害者や被害者の家族の多くは、直接的被害に加え、2次的被害にも苦しんでいる状況であります。こうした状況のもと、平成16年に、犯罪被害者等支援法が成立、その中に規定されている地方公共団体の責務に基づいて、北海道においては北海道犯罪被害者等支援基本計画が平成19年に策定されたところです。その後、同じく多くの市町村において犯罪被害者の支援に対する条例の制定等が進められてきております。厚岸町においても、その取り組みを検討してまいりましたが、このたび、生活安全条例における基本理念の中に犯罪被害者等の支援を盛り込み、だれもが犯罪被害者となる可能性がある今日、国や道の施策のみならず、地域のすべての人々から理解と配慮、そして協力が重要となる中、犯罪被害者等のためのさまざまな取り組みや支援活動の推進に努めるための決意を本条例に位置づけるため、本条例の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております別紙説明資料、厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

第1条、目的に、犯罪被害者等への支援を追加するものであり、第2条においては、犯罪被害者等の定義を追加するものです。また、3条、基本理念においても、犯罪被害者等への支援を加える内容であります。

議案書にお戻りください。

附則であります。改正後の規定を平成21年10月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎委員 趣旨総論においては全く異論はございませんし、そのとおりだと思っておりますが、ちょっと定義づけの上で明確にしておきたいのでお聞きしたいんですが、第2条2号の犯罪被害者等という書き方なんですが、犯罪と交通事故によりを並列して被害をこうむった者というふうに書いてるということは、ここに言う交通事故とは、犯罪でない交通事故を言うわけですね。過失犯も犯罪ですから。その点について明確にお答えをいただきたい。

それから、読みようによつては、交通事故によりといつのは犯罪と切り離せますから、自分に過失があつて交通事故を起こしたような場合、そういうものも入れるといつのような意味になるんでしょうか。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時04分休憩

午後4時05分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） 若干ちょっと質問の意味を取り違えているかもしれませんけれども、今回、犯罪被害者等の定義としてつけ加えさせていただいたのは、犯罪被害者等基本法の中にある犯罪被害者等の定義の部分をそのまま引用させていただいております。意味は、ここの定義の中にも書かれているとおり、犯罪等により被害をこうむった者及びその家族ということありますが、ここでは、今回私のほうで第3号として加えている、犯罪や交通事故、これは別々の考え方の中で表現しているつもりでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎委員 犯罪や交通事故というふうに言ったのだから、別のものですよね。だから、犯罪でない交通事故なんですね。大抵の交通事故で被害者の保護等を必要とするような結果を出してるものは犯罪ですよ。だから、犯罪といつのは、もうちょっと言いますと、更生要件に該当し、違法有責なものといつうに教科書には出てるんだけども、この場合には、更生要件に該当するといつうな形式的な部分のところで言つんだろうと思うんです。違法まで入るか。それで、例えれば、自動車と自動車がぶつかったとしても、どっちにも過失も何もなければ犯罪にはならないですね。といつうに、犯罪でない交通事故っていうのを想定して、それもその被害に遭つた者といつうな概念をつくつてゐるんですかということを聞いてるんです。わかりますか、言つてること。だから、犯罪に当たる交通事故なら犯罪や交通事故と、わざわざ同じものを二つ書く必要ないんですよ。それで、犯罪でない交通事故って、具体的にどんなものを考えているのか、それをちゃんと教えてください。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時08分休憩

午後4時14分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） 時間をとらせて申しわけございません。お答えさせていただきます。

私ども想定しておりますのは、犯罪はもちろんございますが、交通事故に関しては、犯罪に絡まない交通事故も実は想定してございました。その交通事故の被害をこうむるということで表現させていただきました。犯罪に伴う交通事故でなく、例えば過失割合の5分5分とかいう部分もございますし、それから、過失がなく自損、それらの交通事故による被害も含めて、交通遺児、それから家族、それらになった方々の支援というふうなことも想定して今回提案させていただいております。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時21分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

議案第59号につきまして、13番、室崎議員の2回目の質疑に対します理事者の答弁を保留いたしまして、あす、再度質疑を続行いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） それでは、あす、再度、議案第59号については審議をすることに決定をいたしました。

●議長（南谷議員） 日程第12、議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算、議案第61号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第63号 平成21年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第64号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第65号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第66号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計

補正予算、以上7件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算から議案第66号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）の提案説明をさせていただきます。

議案書は1ページでございます。

平成21年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）になります。

平成21年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,773万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,385万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正でありますが、記載のとおり、歳入では7款8項、3ページになります。歳出では8款20項にわたって、それぞれ3億9,773万1,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。10ページをお開き願います。

歳入でございます。

10款1項1目1節地方特例交付金412万5,000円の減。2項1目1節特別交付金6万円の増。それぞれ交付決定による増減でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金1億1,692万7,000円の増。地域活性化・経済危機対策臨時交付金の計上でございます。なお、充当事業は歳出予算において説明させていただきます。2目民生費国庫補助金、2節児童福祉補助金1,054万2,000円の増、説明欄に記載のとおり、子育て応援特別手当交付金及び事務取扱交付金でございます。8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金2,878万5,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金770万円、3節中学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金1億936万5,000円。地域活性化・公共投資臨時交付金3,010万3,000円。なお、この2節及び3節の充当は歳出で説明させていただきます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、1節総務管理費補助金、北海道消費者行政活性化事業補助金50万1,000円の増、2節総務管理費交付金590万4,000円の増、主に緊急雇用創出事業交付金591万5,000円の増でございます。なお、充当事業につきましては歳出で説明させていただきます。2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金181万6,000円の増。障害者自立支援対策推進費補助金でございます。3目衛生費道補助金、2節環境政策費補助金1,110万円の増。地域政策総合補助金でございます。4目農林水産業費道補助金、3節林業費補助金383万1,000円の増。21世紀北の森づくり推進事業補助金94万4,000円の増、林業再生

事業費補助金288万7,000円の増でございます。4節林業費交付金、森林整備地域活動支援交付金560万2,000円の増、この3及び4節は、それぞれ事業にかかる追加配分による増で、充当事業につきましては歳出予算で説明させていただきます。5節水産業費補助金、地域政策総合補助金、水産振興分、養殖事業分、合計910万円の増でございます。充当事業につきましては、歳出で説明させていただきます。7目教育費道補助金、1節社会教育費補助金、地域政策総合補助金90万円の増、充当事業につきましては歳出で説明させていただきます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金8万2,000円の増。4目衛生費寄附金、2節環境政策費寄附金5,000円の増でございます。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金410万9,000円の増。

21款諸収入、6項3目3節雑入493万円の増。漁業振興対策費288万円の増。いきいきふるさと推進事業助成金100万円の増、この充当事業につきましては歳出で説明させていただきます。

総合賠償補償保険金105万円の増、訴訟事務に対する保険金でございます。

12ページでございます。

22款1項町債、8目教育債、2節小学校債1,060万円の増、3節中学校債4,000万円の増、10目1節臨時財政対策債、10万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

14ページ、歳出でございます。

1款1項1目議会費47万6,000円の増、総務常任委員会及び産業建設常任委員会道内視察実施に係る旅費、費用弁償の計上でございます。

16ページ、2款総務費1項総務管理費10目企画費1万1,000円の減。2項町税費、1目賦課納稅費305万8,000円の増。町税収納、町税収入払戻金258万円の増でございます。主に法人町民税の還付にかかる町税収入払戻金の増でございます。3項1目戸籍住民登録費7,600万円の増、戸籍事務電算システム導入にかかる経費の計上で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金充当事業でございます。4項選挙費、3目町長選挙費579万円の減、6月14日執行の町長選挙において、投票がなかったことに伴う執行不用額の減額をするものでございます。

20ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費251万2,000円の増、説明欄記載のとおりでございますが、主に社会福祉センター費247万8,000円の増でございます。2目心身障害者福祉費342万円の増、心身障害者福祉一般、障害者自立支援給付費負担金等返還金99万8,000円の増、障害者自立支援対策推進、主に通所サービス利用促進事業230万4,000円の増でございます。4目老人福祉費78万円の増、主に介護サービス事業特別会計繰出金67万2,000円の増でございます。

22ページ、5目後期高齢者医療費4万1,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金の減でございます。8目社会福祉施設費32万3,000円の増、門静地区集会所ほか3集会所及び生活改善センター修繕料の計上でございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費1,054万3,000円の増、子育て応援特別手当及びこれらにかかる事務経費の計上でございます。4目児童福祉施設費397万2,000円の増、真竜保育所修繕料56万3,000円の増。

24ページになりますが、厚岸保育所2歳児保育受け入れ増に伴う臨時保育士配置にかかる

る賃金、共済費等、係る経費の増で266万7,000円の増でございます。保育所施設整備事業74万2,000円の増、太田へき地保育所施設整備費工事費の計上でございます。

26ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費41万3,000円の増、精神障害者医療費で、対象者増によるものでございます。4目水道費18万1,000円の増、簡易水道事業特別会計繰出金の増でございます。

2項環境政策費、1目環境対策費1,000万円の増、環境保全基金積立金への積み立てでございます。4目ごみ処理費、道補助金交付決定に伴う財源内訳補正でございます。

28ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費75万9,000円の増、農業委員会委員道外視察に係る旅費、費用弁償の計上でございます。8目農業水道費411万1,000円の増、緊急雇用創出事業交付金による固定資産台帳整備にかかる事業費の計上でございます。

2項林業費、2目林業振興費1,008万5,000円の増、民有林振興対策事業153万6,000円の増、歳入で説明いたしました21世紀北の森づくり推進事業補助金94万4,000円を充当するものでございます。森林整備地域活動支援交付金事業566万1,000円の増、歳入で説明いたしましたが、森林整備地域活動支援交付金560万2,000円を充当するものでございます。基幹産業道北片無去線整備事業288万8,000円の増でございます。歳入で説明いたしました林業再生事業費補助金288万7,000円を充当するものでございます。

30ページになります。3項水産業費、2目水産振興費995万5,000円の増。水産振興一般市場高度衛生管理システム導入事業770万円の増、歳入で説明しました地域政策総合補助金770万円全額充当するものでございます。コンブ漁場改良事業203万4,000円の減、及び肉食性マキガイ駆除事業3万1,000円の減については、環境、生態系保全活動支援事業へ振りかえて実施するものでございます。

3目漁港管理費500万円の増、主に若竹第1埠頭トイレ改修補修工事費の計上で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当するものでございます。

5目養殖事業費2,842万円の増、水産養殖調査研究182万9,000円の増、歳入で説明いたしました地域政策総合補助金140万円及びいきいきふるさと推進事業助成金100万円を充当し、カキ種苗調査研究にかかる必要経費を追加計上するものでございます。

32ページ、カキ種苗センター施設整備事業2,659万1,000円の増、種苗センター改修補修工事費で、主に飼育制御板、各室空調改修にかかる工事費の計上で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金充当事業でございます。

34ページ、6款1項商工費、1目商工総務費53万3,000円の増、商工施設、松葉町いこいの広場水道ポンプ修繕料、消費者保護啓発消耗品及びパンフレット印刷費の計上でございます。

3目食文化振興費145万円の増、物産交流宣传、さっぽろオータムフェスタ2009参加旅費の計上でございます。厚岸味覚ターミナルの整備事業136万5,000円で、冷凍機更新にかかる経費の計上で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金充当事業でございます。

36ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費106万5,000円の増、緊急雇用創出事業交付金による賃金、共済費、町道補修用消耗品費の計上でございます。2目道路新設改良費650万円の増、床潭末広間道路整備事業にかかる事業内計数整理で、総額5,800万円は変更ございません。奔渡町港通整備事業650万円の計上で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金充当事業でございます。

6項住宅費、2目住宅管理費658万1,000円の増、38ページにわたりますが、町営住宅梅香

団地、奔渡団地、宮園団地の直圧給水切りかえに係る工事費の計上で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金充当事業でございます。

40ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1万1,000円の増、訴訟事務にかかる費用弁償の計上でございます。

2項小学校費、1目学校運営費66万7,000円の増、旧尾幌、旧上尾幌小中学校の電気料の計上でございます。2目学校管理費4,290万5,000円の増、厚岸小学校耐震補強事業に係る経費の計上でございます。

3項中学校費、2目学校管理費1億7,189万7,000円の増、42ページにわたりますが、厚岸中学校耐震補強事業に係る経費の計上でございます。厚岸小学校、厚岸中学校耐震補強事業につきましては、歳入で説明いたしました安全・安心な学校づくり交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を充当し実施するものでございます。学校地上デジタル放送設備整備事業、財源内訳、補正でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費5万3,000円の増、芸術文化厚岸潮見高等学校全道書道展研究大会出資金にかかる補助金の計上、友好都市こども交流は、地域政策総合補助金90万円決定に伴う財源内訳補正でございます。2目生涯学習推進費40万8,000円の増、生涯学習施設除雪機等保管物置購入費の計上でございます。3目公民館運営費42万6,000円の増、中央公民館、筑紫恋分館、照明灯、太田公民館、厨房修繕料、中央公民館、末広分館の老朽化したストーブ、及び太田地区公民館和室用座卓等の購入費の計上でございます。4目文化財保護費73万9,000円の増、44ページにわたりますが、緊急雇用創出事業交付金による賃金共済費の計上でございます。

6項保健体育費、2目社会体育費3万4,000円の増、主に宮園、上尾幌パークゴルフ場用の芝生肥料の科目の組みかえでございます。3目温水プール運営費29万6,000円の増、温水プールろ過装置及び温水ボイラー修繕料の増でございます。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

恐れ入ります、1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表、繰越明許費」によるものでございます。

4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。

下記の予算を平成21年度から平成22年度へ繰り越すものでございます。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、事業名、戸籍事務電算システム、金額、7,600万円でございます。

9款教育費、3項中学校費、事業名、厚岸中学校耐震補強事業、金額、1億6,254万7,000円でございます。

恐れ入ります、再び1ページへお戻り願います。

第3条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の補正の変更は、「第3表、債務負担行為補正」によるものでございます。

5ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正、変更でございます。

漁業近代化資金利子補給に関する債務負担、限度額を1,733万1,000円に変更、期間について

では変更ございません。下段に調書がございますので、ご参照願いたいと思います。

再び1ページへお戻り願いたいと思います。

第4条、地方債の補正でございます。

地方債の追加は、「第4表、地方債補正」によるものでございます。

6ページをお開き願います。第4表、地方債補正補正、追加でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業、限度額5,060万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、5%以内。償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

7ページ、地方債に関する調書補正でございます。表の一番下段をごらんいただきたいと思います。表の合計欄ですが、平成20年度末現在高112億2,732万7,000円、本年度発行見込額11億4,839万4,000円、補正後の平成21年度末現在高見込額は114億897万4,000円となるものでございます。

以上で、議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

次に、議案第61号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の説明に移らせていただきます。

議案第61号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正ありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,415万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,505万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表でございます。

歳入歳出予算補正ですが、歳入では、3款4項、歳出では5款5項にわたって、それぞれ1,415万7,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、2節過年度分1,000円の減。2項国庫補助金、2目1節介護従事者処遇改善臨時特例交付金128万2,000円の増、3目1節出産育児一時金補助金24万円の増、5款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分1,000円の減、11款1項1目繰越金1節前年度繰越金1,263万7,000円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6万5,000円の増、普通旅費。

8ページ、2款保健給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費は、それぞれ財源内訳、補正でございます。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金48万3,000円の増、10月以降の出産育児一時金の支給額増等によるものでございます。

10ページ、6款1項1目介護納付金、財源内訳補正でございます。

12ページ、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費23万1,000円の増、審査支払手数料の増でございます。

14ページ、9款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金1,229万円の増、精算返還金でございます。4目高額療養費特別支給金108万8,000円の増、高額療養費特別支給金でございます。

以上をもちまして、議案第61号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第62号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算の説明に移らさせていただきます。

議案第62号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,808万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表でございます。

歳入歳出予算補正でありますが、歳入では、2款2項、歳出では1款1項にわたり、それぞれ202万6,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金18万1,000円の増でございます。

6款諸収入、1項1目1節雑入184万5,000円の増、水管移設等補償費の確定による増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

2款水道費、1項1目水道事業費202万6,000円の増、簡易水道施設修繕料202万6,000円の増及び財源内訳補正でございます。

以上をもちまして、議案第62号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第63号 平成21年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（1回目）の説明をさせていただきます。

平成21年度厚岸老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ919万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表でございます。

歳入歳出予算補正でありますが、歳入では5款5項、歳出では2款2項にわたり、それぞ

れ515万5,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入でございます。

1項1款支払基金交付金、1目医療費交付金、2節過年度分1,000円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、2節過年度分1,000円の減。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金、2節過年度分1,000円の減、それぞれ医療給付費の減でございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金515万5,000円の増でございます。

6款諸収入、1項3目1節雑入3,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項医療諸費、1目医療給付費、財源内訳補正でございます。

8ページ、3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金515万5,000円、精算返還金でございます。

以上をもちまして、議案第63号 平成21年度厚岸町老人保健特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号 平成21年度介護保険特別会計補正予算に移らさせていただきます。

議案第64号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,702万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,955万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表でございます。

歳入歳出予算補正でありますが、歳入では1款1項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ4,702万7,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入でございます。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金4,702万7,000円の増、平成20年度決算による繰越金の計上でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

5款1項1目介護給付費準備基金費3,508万8,000円の増、基金積立金でございます。

8ページ、7款諸支出金、1項償還金及び還付金、2目償還金1,193万9,000円の増、精算返還金でございます。

以上をもちまして、議案第64号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第65号 平成21年度介護サービス事業特別会計補正予算の説明に移らさ

せていただきます。

議案第65号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,698万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表でございます。

歳入歳出予算の補正でありますが、歳入では1款1項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ67万2,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入でございます。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金67万2,000円の増でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、7目包括的支援事業費15万8,000円の増、職員人件費財源内訳補正、包括的支援介護予防支援システム修正委託料でございます。2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費51万4,000円の増、職員人件費、財源内訳補正でございます。施設介護サービス支援システム修正委託料でございます。

以上をもちまして、議案第65号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第66号 平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

議案第66号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億776万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表でございます。

歳入歳出予算補正でありますが、歳入では2款2項、歳出では1款1項で、それぞれ8万7,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入でございます。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金4万1,000円の減。

5款諸収入、3款3目1節雑入12万8,000円の増、後期高齢者医療広域連合でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

1款総務費、2項1目徴収費8万7,000円の増、町税収納、通信運搬費の増でございます。

以上をもちまして、議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算から議案第66号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

大変早口で、わかりづらい説明、なおかつ雑駁な説明でございましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（南谷議員） 本7件の審査方法についてお諮りいたします。

本7件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本7件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

●議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後4時57分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年9月29日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員